

# 第5回合併協議会

## 合併協定項目資料

日時：平成18年5月1日(月)午後2時  
場所：高崎市役所議会棟 第1委員会室



高崎市・榛名町合併協議会

## 合併協定項目資料目次

協議第20号	合併協定項目25-8「各種事務事業の取扱いのうち、 国民健康保険関係事業の取扱いについて」の調整方針の 修正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
協議第24号	合併協定項目25-24「各種事務事業の取扱いのうち、 上・下水道事業の取扱いについて」の調整方針の修正に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
協議第39号	合併協定項目6 組織機構、支所及び出張所の取扱いについて・・・・・・・・	9
協議第40号	合併協定項目15 消防団の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
協議第41号	合併協定項目19 町名、字名の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	27
協議第42号	合併協定項目22 附属機関等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	33
協議第43号	合併協定項目23 公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	41
協議第44号	合併協定項目25-1 各種事務事業の取扱いのうち、 姉妹友好都市交流事業の取扱いについて・・・・・・・・	55
協議第45号	合併協定項目25-2 各種事務事業の取扱いのうち、 文化事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	59
協議第46号	合併協定項目25-3 各種事務事業の取扱いのうち、 広報広聴事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	69
協議第47号	合併協定項目25-5 各種事務事業の取扱いのうち、 防災関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	75
協議第48号	合併協定項目25-16 各種事務事業の取扱いのうち、 環境保全関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・	83
協議第49号	合併協定項目25-17 各種事務事業の取扱いのうち、 清掃関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	91

合併協定項目25-8

各種事務事業の取扱いのうち、  
国民健康保険関係事業の取扱いについて

## 1 保険給付等の状況

### 出産育児一時金、葬祭費

	高崎市	榛名町
出産育児一時金	330,000円 (口座振替)	330,000円 (口座振替)
出産育児一時金受領委任払制度	実施	実施
葬 祭 費	70,000円 (口座振替)	70,000円 (口座振替)

## 2 保健事業等の状況

### 保健事業

高崎市	榛名町
<p>健康家庭表彰 記念品単価 約3,000円</p> <p>対象者 2名以下 3年間無受診世帯 3名以上 2年間無受診世帯</p> <p>保養施設利用助成事業 助成額 1人1泊2,000円(年間1泊を限度)</p> <p>保養施設 4施設・相間川温泉ふれあい館 ・奥川浦四季の湯はまゆう山荘 ・老人休養ホームゆうすげ ・国民宿舎裏妙義</p> <p>健康教室 特定年齢</p> <p>健康相談 栄養士に委託</p> <p>人間ドック検診費助成事業 対象者 35歳以上 (1世帯2人まで)</p> <p>受診費用 日帰り 35,700円予定(医療機関) 32,000円予定(高崎地域医療センター) 1泊2日 63,000円予定 脳ドック 68,000円予定</p> <p>助成費 日帰り 22,000円 1泊2日 36,000円 脳ドック 36,000円</p>	<p>健康家庭表彰 記念品単価 単身10年、家庭5年未満 5,000円 単身10年、家庭5年以上 10,000円</p> <p>対象者 1名 2年間無受診者 2名以上・老人 1年間無受診世帯</p> <p>保養施設利用助成事業 なし</p> <p>健康教室 なし</p> <p>健康相談 特別会計ではなし</p> <p>人間ドック検診費助成事業 対象者 30歳以上 (国保税完納世帯)</p> <p>受診費用 日帰り 約37,900円 1泊2日 約62,600円 脳ドック 約75,000円</p> <p>助成費 日帰り 20,000円 1泊2日 30,000円 脳ドック 40,000円</p>

<p>受診機関数</p> <p>日帰り 18ヶ所（医療機関） 1ヶ所（高崎地域医療センター）</p> <p>1泊2日 12ヶ所</p> <p>脳ドック 9ヶ所</p> <p>人間ドック訪問事後指導</p> <p>実践型健康づくり事業 運動と栄養に関する集団実践指導と個別支援</p> <p>健康カレンダー、パンフレットの配布</p> <p>重複受診者保健指導</p> <p>医療費通知 通知実績年6回</p>	<p>受診機関数</p> <p>日帰り 10ヶ所</p> <p>1泊2日 7ヶ所</p> <p>脳ドック 6ヶ所</p> <p>人間ドック訪問事後指導</p> <p>実践型健康づくり事業 特別会計ではなし</p> <p>健康カレンダー、パンフレットの配布</p> <p>重複受診者訪問指導</p> <p>医療費通知 通知実績年6回</p>
--	---



合併協定項目 2 5 - 2 4

各種事務事業の取扱いのうち、  
上・下水道事業の取扱いについて

### 1 下水道受益者負担金

下水道整備に要する費用の一部に充てるため、下水道排水区域の土地所有者等の受益者から徴収する金銭が受益者負担金である。箕郷地区、群馬地区、新町地区及び榛名町がこの制度を採用している。

### 2 下水道分担金

公共下水道事業のうち都市計画事業でないものに要する費用の一部に充てるため、その事業により利益を受ける者から徴収する。高崎地区がこの制度を採用している。徴収対象は、高崎地区における事業認可区域内の市街化調整区域の建物の所有者である。

### 3 下水道受益者負担金の比較

市町及び地区	算出根拠	納入方法
高崎地区	-	-
倉淵地区	-	-
箕郷地区	1 単位あたり 200,000 円 アパートは、1 世帯収容につき 1 単位とする。 店舗、事業所等は延べ面積に応じ次の単位とする。 300 未満 1 単位 300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満 2 単位 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3 単位 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 10 単位 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 15 単位 5,000 m <sup>2</sup> 以上 20 単位	一括
群馬地区	1 単位あたり 90,000 円 アパートは、1 世帯収容につき 1 単位とする。 店舗、事業所等は延べ面積に応じ次の単位とする。 300 m <sup>2</sup> 未満 1 単位 300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満 2 単位 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 5 単位 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 20 単位 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 30 単位 5,000 m <sup>2</sup> 以上 50 単位	一括
新町地区	負担金単価 × 土地面積 負担区の 1 m <sup>2</sup> あたり単価 393 円	5 年分割で年 4 回
榛名町	1 単位あたり 180,000 円 アパートは、1 世帯収容につき 1 単位とする。 店舗、事業所等は延べ面積に応じ次の単位とする。 300 m <sup>2</sup> 未満 1 単位 300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満 2 単位 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3 単位 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 10 単位 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 20 単位 5,000 m <sup>2</sup> 以上 30 単位	一括 徴収猶予制度あり

負担区とは負担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。

### 4 下水道分担金の比較

市町及び地区	算出根拠	納入方法
高崎地区	1 単位あたり 200,000 円 建物の延べ床面積 ÷ 500 m <sup>2</sup> を 1 単位(小数点以下切り上げ)とする	1 回
倉淵地区	-	-
群馬地区	-	-
新町地区	-	-
榛名町	-	-



5 水洗便所普及奨励措置

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市水洗便所改造資金融資あっせん条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資あっせん額は5万円から50万円</li> <li>・利子補給は3年以内全額</li> <li>・3年を超え5年は2分の1補給</li> </ul>	<p>榛名町公共下水道水洗便所普及促進条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始日と公示された日から1年以内に水洗便所の使用を開始した場合 5万円</li> </ul> <p>榛名町水洗便所改造資金融資斡旋条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始日と公示された日から2年以内に水洗便所の使用を開始した場合 1万円</li> <li>・融資あっせん額は30万円まで 利子補給は1年以内全額 1年を超え2年以内は2分の1補給</li> </ul>



## 合併協定項目 6

組織機構、支所及び出張所の取扱いについて

## 1 支所で行う主な業務

支所で行う業務のうち、主なものは次のとおりです。

地域の特性により現在町役場で独自に行っている業務は、実情に応じて支所で行います。

### 地域振興部門

- 【地域振興関係】 地域審議会の開催 地域自治会の支援・調整 市民相談業務 地域イベント支援
- 【支所総務関係】 支所の総括 本庁組織との連絡調整 支所の予算・庁舎・公印・文書等の管理
- 【地域防災関係】 消防団との連絡
- 【施設管理】 コミュニティ施設管理

### 税務部門

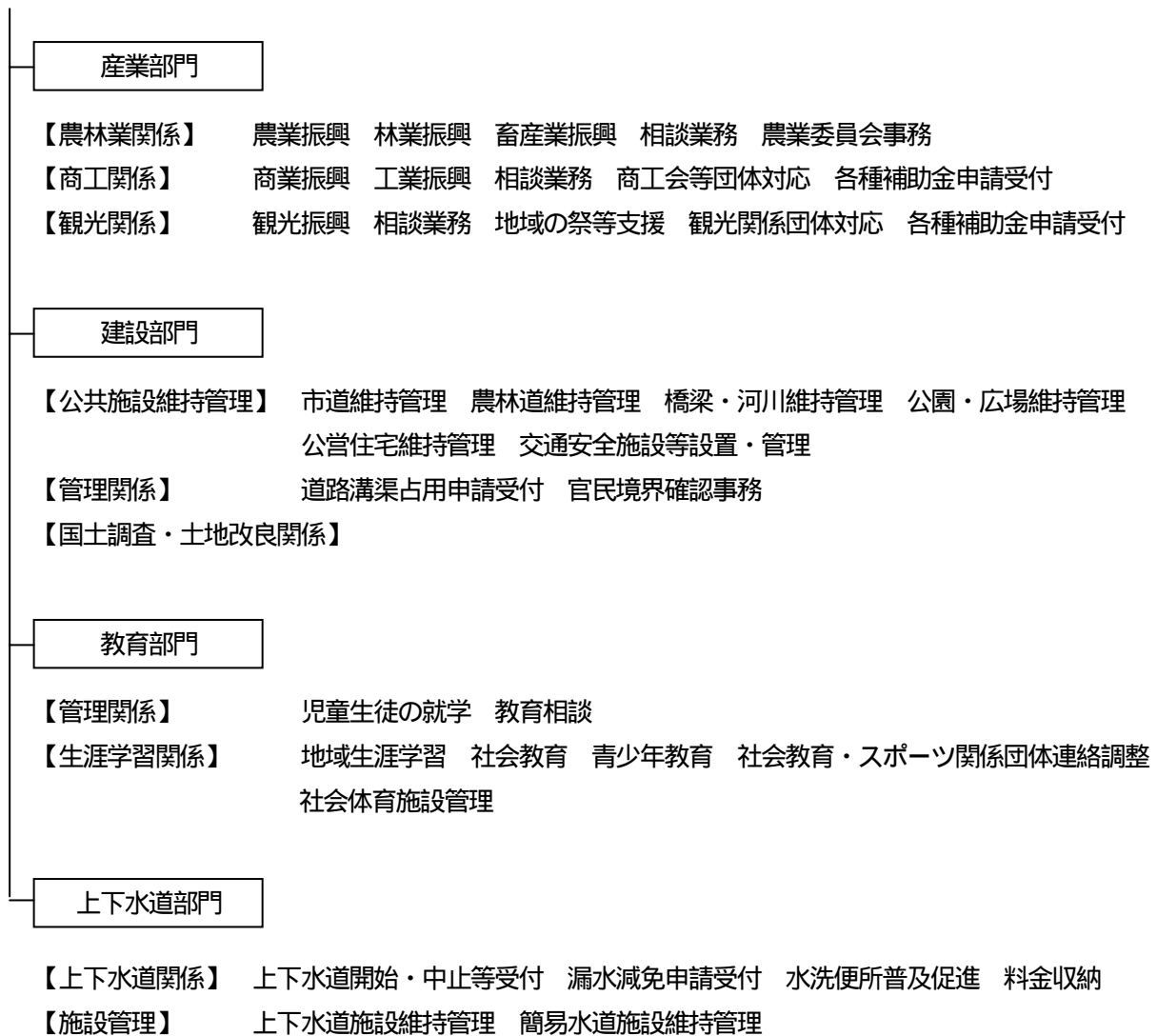
- 【課税調査関係】 市県民税・軽自動車（原付・小型特殊）税申告受付 軽自動車（原付・小型特殊）標識交付等申請受付 固定資産の評価 税証明の交付 固定資産課税台帳等の閲覧
- 【徴収関係】 市税等の公金収納 納税相談

### 市民・環境部門

- 【住民登録・証明関係】 戸籍・住民異動届出 戸籍謄抄本・住民票写の交付 印鑑登録申請・証明の交付 外国人登録 埋葬・改葬・火葬許可 児童生徒転入・転出手続 相談業務
- 【国民健康保険関係】 加入脱退届出 被保険者証等の交付 出産育児一時金・葬祭費・高額療養費等支給申請受付 人間ドック検診助成受付 療養費支給申請受付 相談業務
- 【国民年金関係】 加入脱退届出 保険料免除申請受付 相談業務
- 【医療費助成関係】 老人保健医療受給資格者証交付申請受付 高齢者医療受給資格者証交付申請受付  
福祉医療受給資格者証交付申請受付 福祉医療費給付申請受付 高額医療費支給申請受付 相談業務
- 【環境衛生関係】 有価物集団回収奨励金支給申請受付 公害等相談 畜犬登録

### 保健・福祉部門

- 【保健関係】 母子健康手帳交付 健康手帳交付 各種検診業務 予防接種 健康管理指導 栄養指導 相談業務
- 【介護保険関係】 要介護認定申請受付 居宅サービス計画書作成依頼届 住宅改修費・福祉用具購入費・高額介護サービス費申請受付 相談業務
- 【福祉関係】 高齢者在宅サービス申請受付 ひとり暮らし高齢者対策申請受付 児童手当・児童扶養手当申請受付 保育所入所申込受付 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳申請受付及び各種支援業務 支援費申請受付 生活保護相談



(注) 支所の各部門の規模は、所管区域における業務量等に応じたものとなります。

## 2 高崎市及び榛名町の組織数及び職員数

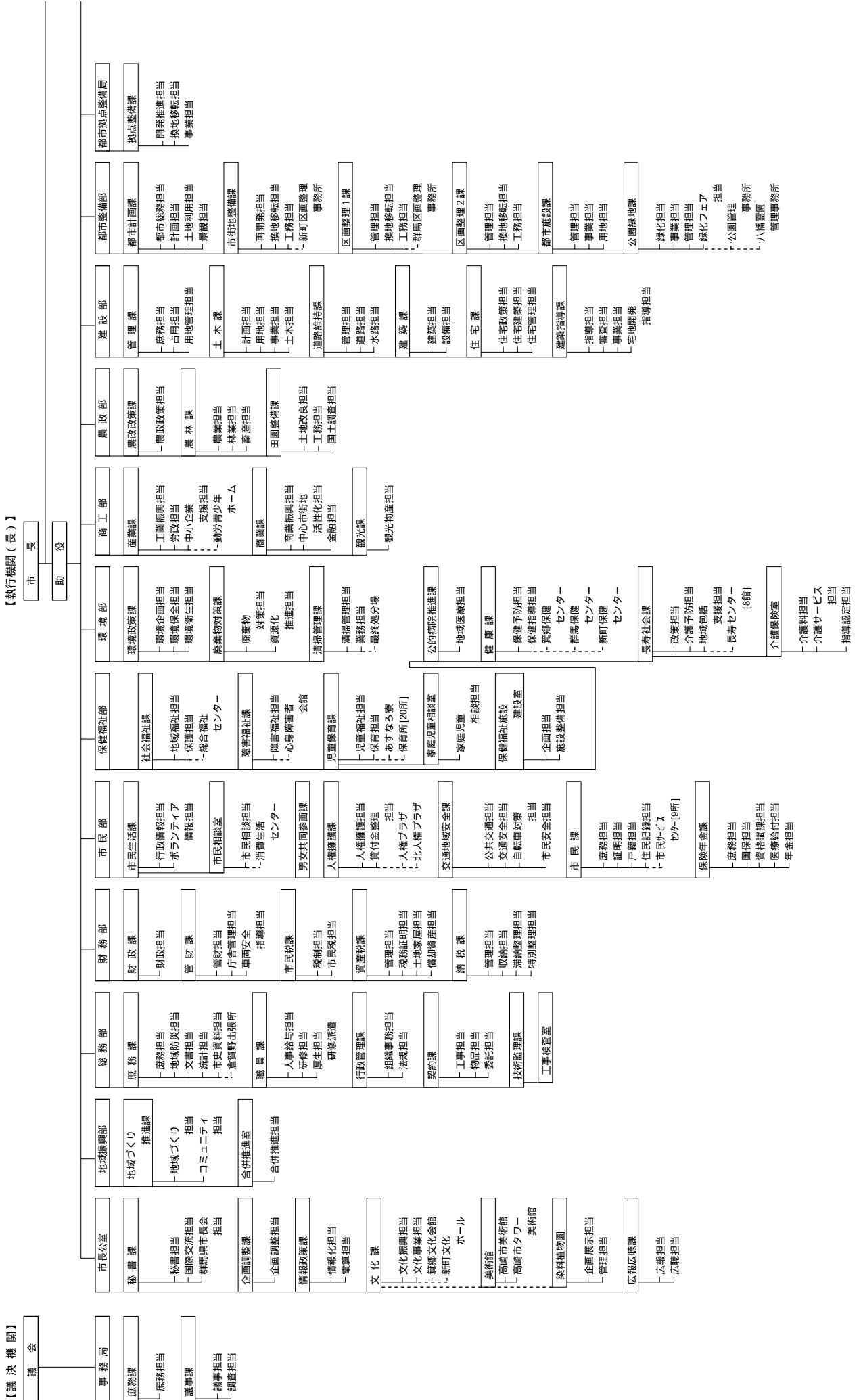
区 分	組織数			職員数(人)
	部	課	係(担当)	
高崎市	23	118	270	2,401
榛名町	-	15	70	180
合 計	23	133	340	2,581

平成18年4月1日現在

職員数は平成17年度地方公共団体定員管理調査

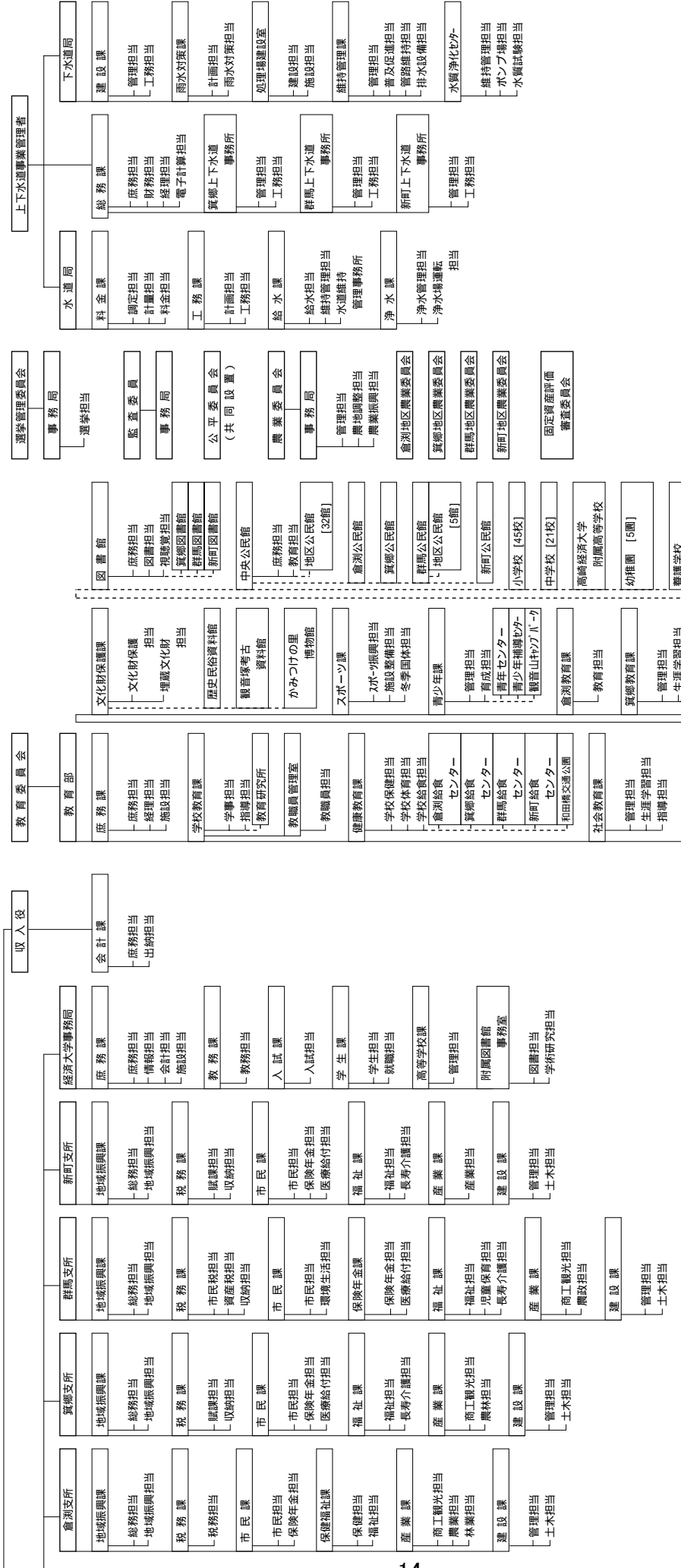
### 3 行政機構図(平成18年度)

#### 【高崎市】



【公 営 企 業】

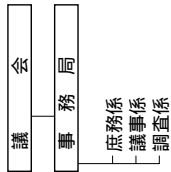
【 執 行 機 関 ( 委 員 会 及 び 委 員 ) 】



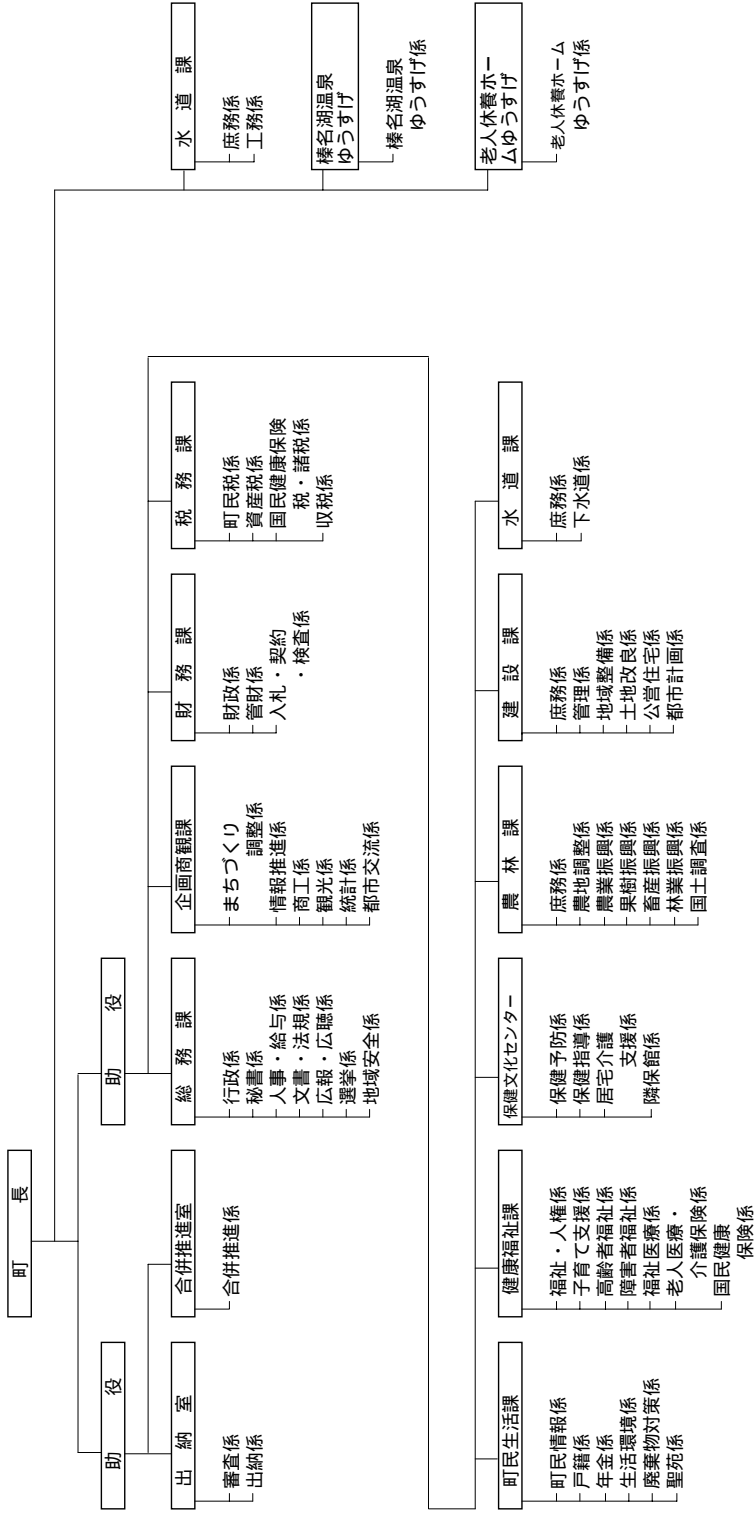


# 〈 機 名 町 〉

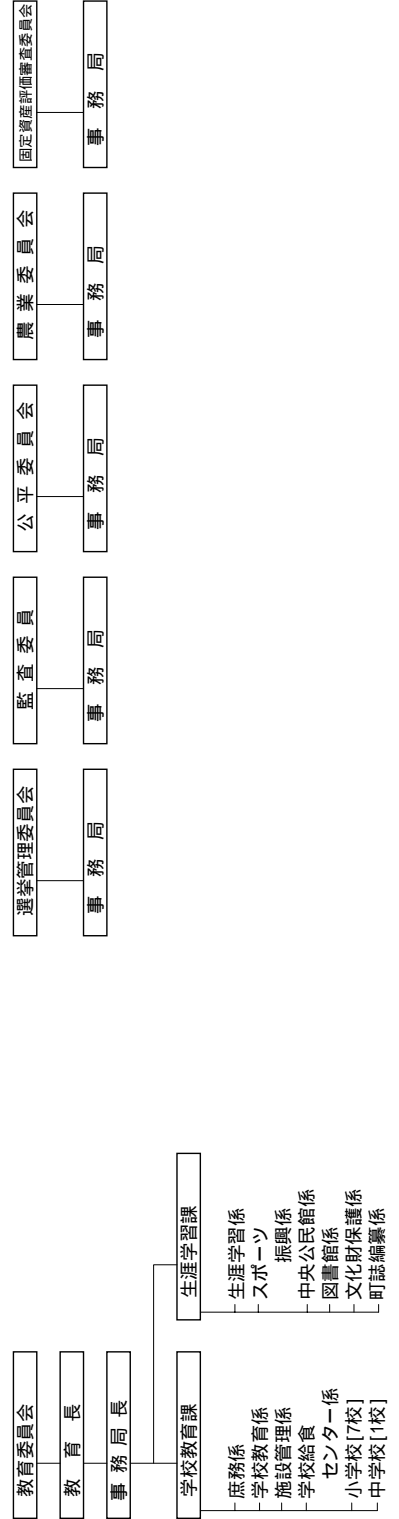
## 【 議 決 機 関 】



## 【 執 行 機 関 ( 長 ) 】



## 【 執 行 機 関 ( 委 員 会 及 び 委 員 ) 】



○ 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
茨城県	日立市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	現在の十王町役場については、その行政区域を所管する支所とするものとする。 事務組織及び機構については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう、住民サービスに十分配慮して整備するものとする。
		合併方式	編入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人口	199,203 人	
三重県	四日市市	合併年月日	平成 17 年 2 月 7 日	組織機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、次の方針に基づき整備するものとする。 ・住民に分かりやすく、利用しやすいもの ・行政課題に迅速かつ適確に対応できるもの ・簡素で効率的なもの ・責任の所在が明確なもの
		合併方式	編入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人口	303,851 人	
山口県	宇部市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	管理部門等の統合や各事務事業の調整内容を考慮し、楠町の組織の再編・見直しを行った上で、合併後の事務を円滑に執行するため、現楠町役場を新市の総合支所（部相当の組織とし、課及び係を下部組織として設置する。）として位置付ける。 出張所等の窓口サービスが低下しないよう十分配慮する。
		合併方式	編入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人口	178,952 人	
福岡県	久留米市	合併年月日	平成 17 年 2 月 5 日	新市の組織・機構は、地域自治組織制度の創設などの地方分権の進展や、総合的な住民サービスの向上に十分配慮しながら次の点により整備する。 ・新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ・市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構 ・簡素で効率的な組織・機構 ・指揮命令系統が明確な組織・機構 ・新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構 総合支所(仮称)の取扱いについて ・合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置する。 ・合併時においては、田主丸町、北野町、城島町及び三潁町の現有庁舎を有効活用する。 ・本庁において処理する事務を除き、地域の市民サービスに係る事務を総合的に所掌する。
		合併方式	編入	
		市町村数	1 市 4 町	
		人口	306,439 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	大胡町役場、宮城村役場及び粕川村役場は、支所とする。 支所の組織は、住民に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、合併から 5 年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。
		合併方式	編入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人口	318,653 人	

合併協定項目15

消防団の取扱いについて

## 1 消防団とは

消防団は、消防本部、消防署と同様に消防組織法に基づいて市町村に設けられている消防機関であり、ほぼ全国の市町村に設置されている。

その役割としては、火災はもちろんのこと地震や風水害などのあらゆる災害から地域住民の生命、身体、財産を守るという重要な役割を担うとともに、火災の予防や住民に対する啓発活動など幅広い分野で地域に密着した存在となっている。

また、近年においては、大災害時等における要員動員力や即時対応力という点から、その重要性が一層高まっており、新市においても充実・強化を図っていく必要がある。

### 消防組織法（抄）

#### （消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

#### （消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

（1）消防本部

（2）消防署

（3）消防団

#### （消防団の設置）

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

#### （消防団員）

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

#### （消防団長）

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

#### （消防団員の職務）

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の任免等)

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

## 2 消防団員の身分

消防団員の身分は、地方公務員法に規定される特別職の地方公務員となっている。

地方公務員法 (抄)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は次に掲げる職とする。

(1) から (4) まで 略

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

## 3 合併に伴う消防団の取扱い

消防団は、合併後の住民生活に密接に係ることから、合併時に統合することが適切であるとされている。

ただし、高崎市及び榛名町において組織構成、待遇等が異なる場合があることから、地域性なども考慮した調整が必要となる。

また、消防団と常備消防とは市町村がその消防責任を果たす上で密接な関係にあるため、常備消防との綿密な連携が図れるよう慎重に検討し、調整を図る必要がある。

消防団の組織

高 崎 市		榛 名 町	
名称	高崎市消防団	名称	榛名町消防団
消防団員定数	1,070人	消防団員定数	257人
消防団長	1	消防団長	1
東部方面隊長(副団長)	1	副団長	3
第1分団	25	ラッパ長	1
第4分団	25	第1分団	21
第15分団	35	第2分団	22
第18分団	35	第3分団	22
第19分団	35	第4分団	28
西部方面隊長(副団長)	1	第5分団	26
特設分団	25	第6分団	20
第3分団	25	第7分団	24
第6分団	25	第8分団	21
第11分団	25	第9分団	24
第12分団	25	第10分団	20
南部方面隊長(副団長)	1	第11分団	24
第5分団	25		
第7分団	25		
第14分団	25		
第16分団	35		
第17分団	34		
北部方面隊長(副団長)	1		
第2分団	25		
第8分団	25		
第9分団	25		
第10分団	25		
第13分団	25		
倉淵方面隊長	1		
副団長	2		
第1分団	25		
第2分団	20		

第3分団	20
第4分団	20
第5分団	20
第6分団	20
第7分団	25
第8分団	25
箕郷方面隊長	1
副団長	3
第1分団	39
第2分団	29
第3分団	29
喇叭部	12
群馬方面隊長	1
副団長	2
第1分団	45
第2分団	45
第3分団	45
新町方面隊長	1
副団長	2
分団長	4
第1分団	20
第2分団	20
第3分団	20
第4分団	20

### 組織総括表

		団長	方面隊長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	欠員	合計
高崎市	高崎地区	1	4	(4)	20	20	41	41	358	69	1,070
	倉渕地区		1	2	8	8	8	27	107	17	
	箕郷地区		1	3	3	4	0	11	88	3	
	群馬地区		1	2	3	4	6	8	114	0	
	新町地区		1	2	7	4	8	8	47	10	
榛名町		1	0	3	12	11	0	34	187	9	257
計		2	8	12(4)	53	51	63	129	901	108	1,327

高崎地区の副団長(4)は方面隊長を兼務。

榛名町の分団長12の中にラッパ長を含む。

階級・報酬・費用弁償

高 崎 地 区	倉 渕 地 区	箕 郷 地 区
<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 263,000円</li> <li>・副団長 181,000円</li> <li>・分団長 150,000円</li> </ul> <p>・副分団長 103,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 72,000円</li> <li>・班長 58,000円</li> </ul> <p>・団員 44,000円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 1,500円</li> <li>・宿泊費 12,500円</li> </ul> <p>出張旅費は日当の額 （日当：片道100km未満の場合は不支給）</p>	<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 210,000円</li> <li>・副団長 136,000円</li> <li>・分団長 93,000円</li> </ul> <p>・副分団長 56,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 42,000円</li> <li>・班長 37,000円</li> </ul> <p>・団員 23,000円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 2,600円</li> <li>・宿泊費 10,000円</li> </ul> <p>県内で日帰りの出張については旅費を支給しない。</p>	<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 242,300円</li> <li>・副団長 156,400円</li> <li>・分団長 101,000円</li> </ul> <p>・喇隊長 70,600円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副分団長 63,700円</li> <li>・副喇隊長 52,000円</li> <li>・班長 46,900円</li> </ul> <p>・団員 25,000円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 2,200円</li> <li>・宿泊費 職員に準じる</li> </ul> <p>県内出張については支給しない。県外の場合は全日当支給</p>
群 馬 地 区	新 町 地 区	榛 名 町
<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 270,000円</li> <li>・副団長 180,000円</li> </ul> <p>・分団長 103,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副分団長 75,000円</li> <li>・部長 67,900円</li> <li>・班長 66,000円</li> </ul> <p>・団員 30,900円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 2,200円</li> <li>・宿泊費 12,500円</li> </ul> <p>県内で日帰りの出張については支給しない。宿泊を伴う県内の出張については半日当を支給する。県外の場合は全日当支給</p>	<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 339,300円</li> <li>・副団長 230,400円</li> </ul> <p>・分団長 50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副分団長 48,000円</li> <li>・部長 47,000円</li> <li>・班長 46,000円</li> <li>・機関員 47,000円</li> </ul> <p>・団員 45,000円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 2,200円</li> <li>・宿泊費 10,900円</li> </ul> <p>県内及び片道50km未満の県外で、日帰りの出張については支給しない。県外で片道50kmを超える場合は全日当支給</p>	<p>階級・報酬（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 310,000円</li> <li>・副団長 210,000円</li> <li>・ラッパ隊長 170,000円</li> </ul> <p>・分団長 130,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副分団長 85,000円</li> <li>・副ラッパ隊長 67,000円</li> <li>・班長 57,000円</li> </ul> <p>・団員 37,000円</p> <p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費 2,200円</li> <li>・宿泊費 11,800円</li> </ul> <p>県内出張については支給しない。県外の場合は全日当支給</p>



出動手当

高 崎 地 区	倉 渕 地 区	箕 郷 地 区																																												
なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出動の種類</th> <th>支給単位</th> <th>受給単位</th> <th>出動手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出場報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>警戒報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>機整整備</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>会議</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額	出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	警戒報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	機整整備	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	会議	1 回当り	団員 1 人	無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出動の種類</th> <th>支給単位</th> <th>受給単位</th> <th>出動手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出場報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>定められた警戒</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>定められた会議</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・訓練報酬が1日以上にわたるときは、1日単位とする。          ・出場報酬は、現場において業務に従事したとき。</p>	出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額	出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	定められた警戒	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	定められた会議	1 回当り	団員 1 人	2,000 円
出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額																																											
出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
警戒報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
機整整備	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
会議	1 回当り	団員 1 人	無																																											
出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額																																											
出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
定められた警戒	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
定められた会議	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
群 馬 地 区	新 町 地 区	榛 名 町																																												
なし	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出動の種類</th> <th>支給単位</th> <th>受給単位</th> <th>出動手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出場報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>警戒報酬</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>会議</td> <td>1 回当り</td> <td>団員 1 人</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額	出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	警戒報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円	会議	1 回当り	団員 1 人	無																								
出動の種類	支給単位	受給単位	出動手当額																																											
出場報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
訓練報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
警戒報酬	1 回当り	団員 1 人	2,000 円																																											
会議	1 回当り	団員 1 人	無																																											

消防団活性化対策事業等(補助金・交付金)

高 崎 地 区	倉 渕 地 区	箕 郷 地 区
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 方面隊によりボウリング大会等を実施し、団員の家族や地域住民の参加により、消防団の活性化を推進する。 活性化対策補助金 2,158,000 円</li> <li>・ 消防団活動に対し運営交付金を交付する。 消防団運営交付金 9,656,000 円</li> <li>・ 各分団が実施する災害活動や各訓練に対し交付する。 分団出場等交付金 18,705,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団へ運営交付金 1,909,000円 (家族慰安会補助金 1 人当たり2,000円を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親善ソフトボール大会補助金 50,000 円</li> <li>・ 箕郷町消防団運営費補助金 1,230,000 円</li> <li>・ 分団研修のための庁用バスの使用許可</li> <li>・ 分団家族慰安のための庁用バスの使用許可</li> </ul>
群 馬 地 区	新 町 地 区	榛 名 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団員のボウリング大会、研修会等を実施し、消防団の活性化を推進する。 (活性化事業補助金 500,000 円)</li> <li>・ 消防団活動に対し運営事業補助金を交付する。 (消防団分団運営事業交付金 1,200,000 円) (消防団本部運営事業交付金 600,000 円) (消防団ラッパ隊運営事業交付金 150,000 円) (消防団歳末警戒事業交付金 500,000 円)</li> <li>・ 消火・水防業務、災害・予防業務補助金を交付する。 (消防団分団業務補助金 4,500,000 円) (消防団本部業務補助金 1,160,000 円) (消防団ラッパ隊業務補助 500,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団活動に対し運営交付金を交付する。 消防団運営交付金 2,883,000 円</li> <li>・ 消防フェスティバルを実施し、団員の家族や地域住民の参加により消防団の活性化を推進する。 フェスティバル運営費 174,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親睦ゴルフコンペを実施。</li> <li>・ 消防団運営費補助金 (1,358,000 円)</li> <li>・ 本団 (70,000 円 × 5 名)</li> <li>・ 分団・ラッパ隊 (11 個分団 × 84,000 円)</li> </ul>

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<p>5 町村の消防団は、合併時に統合する。</p> <p>分団等の組織については、合併時に再編する。出動手当、各種助成金については、新町の予算措置による。</p> <p>永年勤続報奨金については、上町の例による。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 町 4 村	
		人 口	17,751 人	
岐阜県	瑞穂市	合併年月日	平成 15 年 5 月 1 日	<p>2 町の消防団は、合併時において統合を図り、一団制とする。</p> <p>各団の設備等の配置については、現行のとおりとする。</p> <p>活動服については、新市で統一する。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 町	
		人 口	50,008 人	
愛媛県	新居浜市	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<p>合併時に新居浜市に統合するものとする。</p> <p>報酬及び費用弁償については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p> <p>定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 村	
		人 口	123,952 人	
新潟県	新発田市	合併年月日	平成 15 年 7 月 7 日	<p>豊浦町消防団の分団については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後に再編を検討する。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	104,633 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	<p>大胡町、宮城村及び粕川村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織、形態については、合併後に再編・調整等行なうものとする。</p> <p>大胡町、宮城村及び粕川村の消防団員の待遇等については、各町村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。</p> <p>なお、消防力の充実を図るため、新市域内に消防分署の新設を前橋広域市町村圏振興整備組合へ働きかけていくものとする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	318,653 人	



合併協定項目 1 9

町名、字名の取扱いについて

## 1 町（字）名とは

市町村の区域の一定の区域を町または字というが、字は町村の中の一定の区域をいうとされている。合併の際に町(字)の区域の設定もしくは廃止、又は町(字)の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを決め、県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名、字名の取扱いを協議しておくことが必要となるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化があふれる、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併に際しても従来どおり存続させることが多くなっている。

ただし、合併関係市町村の間で同じ名称の町名、字名がある場合には、住民登録、登記、郵便等住民生活に大きな影響を及ぼすため、その調整が必要となる。

## 2 変更手続き

平成16年4月1日以降の変更手続きは、知事の告示の権限が市町村長に移譲されているため、

市町村長の提案 市町村議会の議決 市町村長の決定 市町村長の告示 効力発生

となる。

市町村合併の場合、町・字の区域及び名称の変更手続きは、新市町村において行うこととなり、この手続きのとおりに行うと合併と同時に施行させることができない。

新市町村の発足時には新市町村の名称だけが変更され、その後、町・字の区域及び名称が変更されることとなるため、それまでは同一の町名・字名が複数存在することもあり、住民に混乱をもたらすこととなる。このため実際の手続きは、合併の日に新市町村の長、又は職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力を発生させる。その後、新市町村の初議会で専決処分したことの承認を求めることとなる。

しかし、編入合併の場合には、事前に、編入する市町村長が当該市町村議会の議決を経て、決定処分及び告示をすることが可能である。その場合には、次の点に注意しなければならない。

合併の議決後に、町字区域の変更等の議決を行うこと。

合併と町字区域の変更等の効力発生日は、それぞれの議案に「平成 年 月 日」と

記載する等、同一の日を特定すること。

市町村長の決定処分及び告示（町字区域の変更等）は、総務大臣の告示（合併）以後、効力発生日までの間に行われること。

### 3 高崎市及び榛名町の現況

#### （１）町名・字名数

	高崎市	榛名町	合計
町名・字名数	2 1 3	1 5	2 2 8

#### （２）重複町（字）名

なし

### 4 町名・字名の取扱いについての例

#### （１）大字名を町名とする場合

群馬郡榛名町大字下室田 9 0 0 番地 1 高崎市下室田町 9 0 0 番地 1

#### （２）大字名に旧町村名を冠する場合

群馬郡榛名町大字下室田 9 0 0 番地 1 高崎市榛名町下室田 9 0 0 番地 1

### 5 関係法令

地方自治法（抄）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

町名、字名の取扱い

高 崎 市	榛 名 町
全部で 2 1 3 の町	全部で 1 5 の大字

高崎市町名

あ 行	あいおいちょう	あかさかまち	あくつまち	あさひちょう	あしかどまち
	相生町	赤坂町	阿久津町	旭町	定門町
	あずまちょう	あらまち	いいだままち	いいつかまち	いしはらまち
	東町	あら町	飯玉町	飯塚町	石原町
	いなりちょう	いでまち	いのまち	いわおしまち	いわはなまち
	稲荷町	井出町	井野町	岩押町	岩鼻町
	うけちまち	うしろひきままち	うたがわちょう	えぎまち	おおさわまち
	請地町	後疋間町	歌川町	江木町	大沢町
	おおはしまち	おおやぎまち	おきまち		
大橋町	大八木町	沖町			
か 行	かいざわまち	かじちょう	かたおかまち いっちょうめ	かたおかまち にちょうめ	かたおかまち さんちょうめ
	貝沢町	鍛冶町	片岡町一丁目	片岡町二丁目	片岡町三丁目
	かたまち	かないぶちまち	かねこまち	かみおおるいまち	かみことりまち
	嘉多町	金井淵町	金古町	上大類町	上小鳥町
	かみこばなまち	かみさのまち	かみたきまち	かみとよおかまち	かみなかいまち
	上小橋町	上佐野町	上滝町	上豊岡町	上中居町
	かみなみえまち	かみわたまち	きくちまち	きたあらなみまち	きたくぼまち
	上並榎町	上和田町	菊地町	北新波町	北久保町
	きたとおりまち	きたはらまち	きたふたばちょう	きべまち	きょうめまち
	北通町	北原町	北双葉町	木部町	京目町
	ぎょうりきまち	くぞうまち	くらがのまち	くらぶちまち	くらぶちまち
	行力町	九蔵町	倉賀野町	倉淵町岩氷	倉淵町川浦
	くらぶちまちごんだ	くらぶちまち さんのくら	くらぶちまち みずぬま	くりざきまち	けんざきまち
	倉淵町権田	倉淵町三ノ倉	倉淵町水沼	栗崎町	剣崎町
	こやぎまち				
小八木町					
さ 行	さかえちょう	さのくぼまち	さやちょう	しごかまち	しばさきまち
	栄町	佐野窪町	鞘町	新後閑町	柴崎町
	しばつかまち	しまのまち	しもおおしままち	しもおおるいまち	しもことりまち
	芝塚町	島野町	下大島町	下大類町	下小鳥町
	しもこばなまち	しもさいだまち	しもさのまち	しもたきまち	しもとよおかまち
	下小橋町	下斎田町	下佐野町	下滝町	下豊岡町
	しもなかいまち	しものじょうまち	しもよこちょう	しもわたまち いっちょうめ	しもわたまち にちょうめ
	下中居町	下之城町	下横町	下和田町一丁目	下和田町二丁目
	しもわたまち さんちょうめ	しもわたまち よんちょうめ	しもわたまち ごちょうめ	しゅくおおるいまち	しゅくよこてまち
	下和田町三丁目	下和田町四丁目	下和田町五丁目	宿大類町	宿横手町
	しょうかんじまち	しょうわまち	しろがねちょう	しろやままち いっちょうめ	しろやままち にちょうめ
	正観寺町	昭和町	白銀町	城山町一丁目	城山町二丁目
	しんまち	しんごんやまち	しんちょう	しんでんまち	しんぼたながまち
	新町	新紺屋町	真町	新田町	新保田中町
	しんぼまち	すえひろちょう	すがやまち	すながちょう	すみよしちょう
新保町	末広町	菅谷町	砂質町	住吉町	
せきしろちょう					
塚代町					
た 行	だいしんでんまち	だいまち	たかさごちょう	たかぜきまち	たかまつちょう
	台新田町	台町	高砂町	高関町	高松町
	たつみちょう	たまち	つかだまち	つくなわまち	つばきちょう
	竜見町	田町	塚田町	筑縄町	槽町
	つるみちょう	てらおまち	てんじんちょう	とうかだいまち	とおりまち
	鶴見町	寺尾町	天神町	稲荷台町	通町
	ときわちょう	とんやまち いっちょうめ	とんやまち にちょうめ	とんやまち さんちょうめ	とんやまち よんちょうめ
	常盤町	問屋町一丁目	問屋町二丁目	問屋町三丁目	問屋町四丁目
	とんやまちにし いっちょうめ	とんやまちにし にちょうめ			
	問屋町西一丁目	問屋町西二丁目			



な 行	なかいずみまち	なかいまち いっちょうめ	なかいまち にちょうめ	なかいまち さんちょうめ	なかいまち よんちょうめ
	中泉町	中居町一丁目	中居町二丁目	中居町三丁目	中居町四丁目
	なかおおるいまち	なかおまち	なかこんやまち	なかざとまち	なかじままち
	中大類町	中尾町	中紺屋町	中里町	中島町
	なかとよおかまち	なみえまち	なりたちょう	にしこくぶまち	にしじままち
	中豊岡町	並榎町	成田町	西国分町	西島町
	にしよこてまち	にっこうちょう	ねこやまち	のつけまち	
西横手町	日光町	根小屋町	乗附町		
は 行	はぎわらまち	はなだかまち	はまがわまち	はまじりまち	ひがしかいざわ まちいっちょうめ
	萩原町	鼻高町	浜川町	浜尻町	東貝沢町一丁目
	ひがしかいざわ まちにちょうめ	ひがしかいざわ まちさんちょうめ	ひがしかいざわ まちよんちょうめ	ひがしこくぶまち	ひがしなかと まち
	東貝沢町二丁目	東貝沢町三丁目	東貝沢町四丁目	東国分町	東中里町
	ひきままち	ひじりいしまち	ひだかまち	ひものちょう	ひやみずまち
	引間町	聖石町	日高町	檜物町	冷水町
	ふくしままち	ふじづかまち	ふたばちょう	ほどたまち	
福島町	藤塚町	双葉町	保渡田町		
ま 行	まちやまち	みさとまちおいばら	みさとまち かしわざさわ	みさとまち かなしきだいら	みさとまちかみしば
	町屋町	箕郷町生原	箕郷町柏木沢	箕郷町金敷平	箕郷町上芝
	みさとまちしもしば	みさとまちしらかわ	みさとまちぜんじ	みさとまち とみおか	みさとまちなかの
	箕郷町下芝	箕郷町白川	箕郷町善地	箕郷町富岡	箕郷町中野
	みさとまち にしあきや	みさとまち ひがしあきや	みさとまち まつのさわ	みさとまちやばら	みさとまちわだやま
	箕郷町西明屋	箕郷町東明屋	箕郷町松之沢	箕郷町矢原	箕郷町和田山
	みつでらまち	みどりちょう いっちょうめ	みどりちょう にちょうめ	みどりちょう さんちょうめ	みどりちょう よんちょうめ
	三ツ寺町	緑町一丁目	緑町二丁目	緑町三丁目	緑町四丁目
	みなみあらなみまち	みなみおおるいまち	みなみちょう	みやはらまち	みやもとちょう
	南新波町	南大類町	南町	宮原町	宮元町
	むなだかまち	もとこんやまち	もとしまなまち	もとまち	
	棟高町	元紺屋町	元島名町	本町	
	や 行	やしまちょう	やじままち	やちよまち にちょうめ	やちよまち にちょうめ
八島町		矢島町	八千代町一丁目	八千代町二丁目	八千代町三丁目
やちよまち よんちょうめ		やなかまち	やながわちょう	やまだちょう	やまなまち
八千代町四丁目		矢中町	柳川町	山田町	山名町
やわたばらまち		やわたまち	ゆみちょう	よつやまち	よりあいちょう
八幡原町	八幡町	弓町	四ツ屋町	寄合町	
ら 行	らかんちょう	らくままち	れんじやくちょう		
	羅漢町	楽間町	連雀町		
わ 行	わかたまち	わかまつちょう	わがみねまち	わだたなかまち	わたぬきまち
	若田町	若松町	我峰町	和田多中町	綿貫町
	わだまち				
	和田町				

### 榛名町大字名

か行	かみおおしま 上大島	かみさとみ 上里見	かみむろだ 上室田	ごうど 神戸
さ行	しもさとみ 下里見	しもむろだ 下室田	じゅうもんじ 十文字	しらいわ 白岩
た行	たかはま 高浜			
な行	なかさとみ 中里見	なかむろだ 中室田		
は行	はるなさん 榛名山	ほんごう 本郷		
ま行	みつこざわ 三ツ子沢	みやざわ 宮沢		

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成 13 年 1 月 21 日	<p>2 市の町名は原則として現行のとおりとする。                      ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に保谷市の本町を保谷町に変更し、                      また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 市	
		人 口	189,749 人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成 13 年 5 月 1 日	<p>町・字名は原則として現行のとおりとする。                      ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	3 市	
		人 口	1,176,269 人	
広島県	廿日市市	合併年月日	平成 15 年 3 月 1 日	<p>廿日市市及び佐伯町の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。                      吉和村においては、現在の吉和村の区域をもって町の区域を新たに画すこととし、その名称は「吉和」とする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 1 村	
		人 口	87,142 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	<p>大胡町の町名は大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町及び上大屋町とする。                      宮城村の町名は鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町及び大前田町とする。                      粕川村の町名は、粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中及び粕川町膳とする</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	318,653 人	

合併協定項目22

附属機関等の取扱いについて

## 1 附属機関

附属機関とは、地方自治法等の法令などの規定に基づき、普通地方公共団体の執行機関が設置する審議会などの機関を言う。一般的に審議会などは、普通地方公共団体が政策を立案するに際して、専門的・技術的な判断を要する事案について、広く関係者の意見を政策決定に反映させるための諮問機関として、または特定の事案について専門的見地から審査を行う機関として設置されている。

地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 2 附属機関等の委員

市民参加による行政の透明性、公平性を確保し、住民の理解と信頼を高めるため、新市においてはこれまで以上に、各界各層から委員を選任するよう努めるとともに、公募委員や女性委員を積極的に登用する必要がある。

また委員の構成や選任方法などについても十分に検討し、より多くの住民の声を反映できるよう適切に対応する必要がある。

高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市政への市民の意見を反映する機会を拡充し、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに市民の知る権利を保障することをもって、公正で透明な開かれた行政の実現と地方自治の本旨に基づく市民と行政との関係を築くため、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営等について基本的な事項を定めるものとする。

（附属機関等の委員の選任）

第4条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 附属機関等の委員の数は、20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 女性の登用については、高崎市審議会等への女性委員登用推進要綱（平成9年6月26日市長決裁。平成9年7月1日施行）によるものとし、一の附属機関等における女性委員の割合が30%になるよう努めるものとする。
- (4) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしその専門的知識が必要になるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (5) 委員の在任期間は、一の附属機関等において連続して3期を超えないものとする。
- (6) 同一人を委員として選任できる機関の数は、5機関までとする。

2 前項第5号及び第6号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 特定の職にある者をもって委員に充てている場合

(2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(3) 法令に定めがある場合

(4) 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認められる場合

(委員の公募)

第5条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募について検討し、その実施に努めるものとする。

2 附属機関等の委員の公募に関しては、高崎市附属機関等の委員公募実施要領(平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行)の定めるところによる。

(会議の公開原則)

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。

2 略

#### 高崎市附属機関等の委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱(平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。)第5条に規定する附属機関等の委員の公募について、基本的な事項を定めるものとする。

(公募の対象となる附属機関等)

第2条 委員の公募の対象となる附属機関等は、全ての附属機関等とする。ただし、市長が定める専門的な特定事項及び利害関係の処分等に関し、審査、審議、又は調査するものは除く。

2 委員の公募は、次に掲げる委員について行うものとする。

(1) 市民又は市民代表(団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。)のうちから選任すると定められている委員

(2) 市民又は市民代表のうちから選任すると定められていない場合においては、当該定められている委員

3 公募により選任する委員の人数は、各附属機関等において委員定数のおおむね1割程度(1人に満たない場合は1人)とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 原則として申込時の年齢が満20歳以上の者

(2) 本市に引き続き1年以上居住し、かつ、本市に住所を有している者

(3) 本市の附属機関等の委員となっていない者

#### 高崎市審議会等への女性委員登用推進要綱(抄)

(目的)

第1条 この要綱は、高崎市の男女共同参画社会の実現に向け、女性の意見を市の政策形成の場へ反映させるため、本市の附属機関である審議会等の委員に女性を積極的に登用することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で女性を積極的に登用すべき審議会等とは、法令及び条例に基づき設置された附属機関をいう。ただし、規則、要綱等により設置された協議会等についてもこの要綱に準じる。

(目標)

第3条 審議会等における女性委員の構成比率を、30%とすることを目標に、女性委員の登用を推進する。

2 審議会等は、女性委員のいない状況をできるだけ早く解消するように努める。

3 既に30%に達している審議会等については、さらに女性委員の比率を高めるように努める。

#### 高崎市附属機関等の会議の公開に関する取扱要領（抄）

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱（平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。）第6条に規定する附属機関等の会議の公開について、基本的な事項を定めるものとする。

（公開・非公開の決定方法及び非公開事項）

第2条 附属機関等の長は、会議の審議内容が次に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、附属機関等の事務局（以下「事務局」という。）から意見を聴取し、事前に会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、会議開催時において、非公開の決定について会議に報告し、承認を得るものとする。

（1）個人の経歴、信条、身体的特徴など、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる事項

（2）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人の競争上の地位その他社会的活動に不利益を及ぼす事項。ただし、人の生命、身体、健康又は市民生活に影響を及ぼす事項であって、公開することが公益上必要と認められるものを除く。

（3）市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関の事務事業の円滑若しくは公正な執行を妨げ、著しい支障を生じ、又は不当な影響を及ぼす事項

（4）法令の規定に基づき秘密とされている事項

（5）その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

2 附属機関等の長は、会議の開催時又は会議の進ちょく途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ附属機関等の長の判断で非公開で行うことができる。

（会議開催の事前公表）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、事前に所定の方法により公表する。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないときはこの限りでない。

（公表の内容）

第4条 公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、公開・非公開の別、傍聴の定員、その他必要な事項とする。ただし、非公開の場合は、その理由を付するものとする。

（会議録の作成及び確認）

第8条 附属機関等は、公開、非公開の会議にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、所定の事項を記載してとりまとめ、附属機関等の長又は附属機関等の長が指名するものの確認を得るものとする。

（会議録の公開）

第9条 附属機関等の公開会議の会議録は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号）の定めるところにより公開するものとする。

### 3 附属機関等の取扱いについて

#### (1) 高崎市の附属機関に統合するもの(条例設置のみ)

NO	附属機関の名称	榛名町	調整内容等
1	高崎市総合計画審議会		第5次総合計画策定時まで、地域性に配慮した委員構成になるよう調整を行う。
2	高崎市文化賞受賞者選考委員会		平成19年度に、榛名町の有識者等を視野に入れた人選を行う。
3	高崎市防災会議		榛名町防災会議と水防協議会を統合し、4号委員として榛名支所の支所長を加える。
4	高崎市安全なまちづくり協議会		合併時から平成20年3月31日までの間、経過措置として定数を1名増やし、榛名町の区域から1名選任する。
5	高崎市特別職報酬等審議会		高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
6	高崎市情報公開審査会		高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
7	高崎市個人情報保護審議会		高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
8	高崎市国民健康保険運営協議会		合併時から平成21年4月30日までの間は、経過措置として、榛名町の区域から3名の委員を委嘱する。
9	高崎市介護保険運営協議会		合併時から平成22年3月31日までの間は、経過措置として榛名町の区域から3人の委員を委嘱する。
10	高崎市介護保険認定審査会		条例の定数を改め、現在の2合議体(委員125名)に、榛名町の2合議体(委員12名)を加え、22合議体で審査を行う。
11	高崎市環境審議会		平成18年4月の改選期に高崎市の委員の委嘱を1減とし、合併時に榛名町の委員を1名委嘱する。
12	高崎市都市計画審議会		新高崎市の都市計画区域が統合されるまでの間、経過措置として榛名町の区域から2名の委員を委嘱する。
13	高崎市文化財調査委員		合併時から榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。
14	高崎市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会		合併時から平成20年7月31日までの間は、経過措置として榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。
15	高崎市青少年問題協議会		合併時に榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。
16	高崎市社会教育委員会		時期改選時に委員構成の見直しを行う。それまでの間は、榛名町に2名のオブザーバー参加を依頼する。
17	高崎市公民館運営審議会		当面の間、高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐが、平成19年7月の改選時に1名の欠員を設け、榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。
18	高崎市水道事業及び下水道事業運営審議会		榛名町水道事業運営委員会及び下水道推進協議会を高崎市の附属機関に引き継ぎ、平成19年7月の改選期に、榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。

(2) 新市の附属機関として引き継ぐもの(条例設置のみ)

NO	附属機関の名称	調整内容等
19	高崎市美術館協議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
20	高崎市染料植物園協議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
21	高崎市等公務災害補償等審査会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
22	高崎市等公務災害補償等認定委員会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
23	高崎市自転車等放置防止対策審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐが、放置自転車禁止区域を設定する必要性が出た時点で委員構成の見直しを行う。
24	高崎市住居表示審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
25	高崎市障害者自立支援判定審査会	合併時に榛名町の区域から2名委嘱する。
26	高崎市児童館運営委員会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
27	高崎市商工業振興審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぎ、次期改選期となる平成19年10月に1名の欠員を設け、榛名町の区域から1名の委員を委嘱する。
28	高崎市勤労青少年ホーム運営委員会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
29	高崎市建築審査会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
30	高崎市開発審査会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
31	高崎市都市景観審議会	新高崎市の都市計画区域が統合されるまでの間、経過措置として榛名町の区域から2名の委員を委嘱する。
32	高崎市国土利用計画審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
33	高崎市ラブホテル建築審査会	市域の拡大と地域性に配慮し、合併時から榛名町の区域から委員を1名委嘱する。
34	城址周辺土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
35	西口線周辺土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
36	東口第二土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
37	城東土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
38	石原東土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
39	倉賀野駅北土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
40	倉賀野西土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
41	浜尻北土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
42	上中居土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
43	高崎駅周辺(西口)土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
44	駅前第二土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
45	都市計画事業中央第二土地地区画整理審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
46	高崎市緑化審議会	次期改選期の18年6月に5名の欠員を設け、そのうち1名を榛名町の地区から委嘱する。
47	高崎市交通公園運営委員会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
48	青少年補導センター運営協議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
49	かみつけの里博物館運営協議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
50	高崎市簡易水道事業等運営審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。
51	高崎市奨学生選考委員会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。



5 2	高崎市スポーツ振興審議会	高崎市の附属機関を現行のまま引き継ぐ。なお、次期改選期には必要に応じて委員構成等の見直しを行う。
-----	--------------	--

( 3 ) 新市の附属機関として新たに設置するもの( 条例設置のみ )

NO	附属機関等の名称	調整内容等
5 3	歴史民俗資料館運営審議会	新たに榛名町の歴史民俗資料館の設置条例を整備し、新市の附属機関として設置する。
5 4	老人休養ホーム事業運営委員会	新市の附属機関として新たに設置する。
5 5	観光施設事業運営委員会	新市の附属機関として新たに設置する。

( 4 ) 新市の機関として新たに要綱で設置するもの

NO	附属機関等の名称
5 6	榛名学校給食運営委員会
5 7	たかさき高浜人権プラザ運営会議
5 8	たかさき里見人権プラザ運営会議

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
群馬県	伊勢崎市	合併年月日	平成 17 年 1 月 1 日	<p>4市町村に設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは原則として統合し、1市町村ないし複数の市町村に設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。</p> <p>委員数、任期、報酬等は現行の制度をもとに調整する。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 2 町 1 村	
		人 口	202,442 人	
千葉県	柏市	合併年月日	平成 17 年 3 月 28 日	<p>附属機関は、市民参加による行政の透明性、公平性を確保し、住民の理解と信頼を高めることを目的に設置するものとし、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に限るものとする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	381,016 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	<p>大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市に統合するものとする。</p> <p>なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p> <p>附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	318,653 人	

合併協定項目23

公共的団体等の取扱いについて

## 1 公共的団体とは

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

## 2 公共的団体等の取扱いについての考え方

### (1) 地方自治法

公共的団体の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で、地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と規定されていることから、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の公共的団体等の現況を把握し、その統合に向けた基本的な考え方について協議することが必要である。

### (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）

新合併特例法第65条第7項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

## 3 公共的団体等の取扱いの例

### (1) 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

#### ア 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、1又は2以上の市町村に置かれると規定されていることから、合併に伴いその統合を行う必要がある。

#### イ シルバー人材センター

シルバー人材センターについては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定により、市町村（必要と認められる場合は2以上の市町村）の区域ごとに一つを市町村が指定することとされていることから、その統合を行う必要がある。

## ウ 土地開発公社

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により1地方公共団体又は複数の地方公共団体で1公社を設けることが原則とされているので、市町村の合併に伴って2以上の土地開発公社が存在する場合、その統廃合について検討する必要がある。

## エ 商工会議所及び商工会

商工会議所の地区は、原則として市の区域だが、商工会議所法第8条の2に市町村の廃置分合に伴う地区の特例が規定されており、商工会議所の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするための定款変更までの間や解散までの間は、従前の区域とするものとされている。商工会についても同様商工会法第8条に特例が定めてある。

### (2) 関係市町村が出資している公益法人や第三セクター

ア 市町村の合併は、合併関係市町村が出資している公益法人や第三セクターの統廃合に直ちにつながるものではないが、市町村間で同様のものが設置されていて、効果的、効率的な管理を図る上で必要があると判断される場合には、統廃合を検討することも必要である。

イ 合併に伴って、公益法人や第三セクターに対する出資者、株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれるが、株主の名義変更等が求められるならば、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要がある。

### (3) その他の公共的団体

その他の公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら統合に向け調整に努める必要がある。

#### 4 法的根拠

地方自治法（抄）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3から4項（略）

市町村の合併の特例等に関する法律（抄）

（国、都道府県等の協力等）

第65条 1項から6項（略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

公有地の拡大の推進に関する法律（抄）

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

商工会議所法（抄）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2 略

3 商工業の状況により、特に必要があるときは、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、1

又は2以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。

#### 4 略

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

#### 商工会法(抄)

(地区)

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工業の状況により、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができる。

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

#### 地方自治法施行令(抄)

(普通地方公共団体)

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体はその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

## 5 公共的団体等の取扱いについて

調整方針 (1)	<p>目的が同一又は類似している団体については、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>ただし、それぞれの団体の実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。</p>
-------------	--

	高崎市	榛名町	調整内容等
1	高崎市国際交流協会	榛名町国際交流委員会	平成18年10月1日の統合に向け調整中
2	高崎市文化協会	榛名町文化協議会	平成19年4月1日の統合に向け調整する
3	高崎市文化事業友の会	エコールパートナーズクラブ	平成19年度から高崎市文化事業友の会に一体化する
4	財団法人高崎市文化スポーツ振興財団	財団法人榛名町文化振興事業団	平成18年9月末日で(財)榛名町文化振興事業団は解散し、プロパー職員の身分を平成18年10月1日から(財)高崎市文化スポーツ振興財団が引き継ぐ
5	高崎市区長会	榛名町区長協議会	平成18年10月1日に統合する
6	自衛隊父兄会高崎市支部	榛名町自衛隊父兄会	平成18年10月1日に統合する
7	高崎市土地開発公社	群馬西部土地開発公社	平成18年10月1日に統合する
8	高崎市くらしの会	榛名町婦人くらしの会	平成18年10月1日の統合に向け調整に努める
9	高崎市人権擁護委員会	高崎人権擁護委員協議会群馬郡部会	平成18年10月1日の統合に向け調整する
10	部落解放同盟高崎市協議会	部落解放同盟群馬県連合会榛名支部	平成18年10月1日の統合に向け調整する
11	群馬県地域人権運動連合会高崎市協議会	群馬県地域人権運動連合会榛名支部	平成18年10月1日の統合に向け調整する
12	高崎市地区婦人会連合会	榛名町婦人会	合併後速やかに統合できるよう調整する
	箕郷町婦人会		
	新町婦人会		
13	高崎市交通対策協議会	榛名町交通対策協議会	平成18年10月1日に統合する
14	社団法人高崎交通安全協会	社団法人高崎交通安全協会榛名町支部	平成18年10月1日に統合する
15	高崎市食生活改善推進協議会	榛名町食生活改善推進協議会	平成19年4月1日の統合に向け調整する
16	高崎地域保健委員会	榛名町健康づくり推進協議会	平成20年4月1日の統合に向け調整する
	倉淵村健康づくり推進協議会		
	箕郷町健康づくり推進協議会		
	群馬町健康づくり推進協議会		
	新町健康づくり推進協議会		



	高崎市	榛名町	調整内容等
17	高崎市母子等保健推進協議会	榛名町健康推進委員会	平成20年4月1日の統合に向け調整する
18	社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	社会福祉法人榛名町社会福祉協議会	平成18年10月1日に統合する
19	高崎市民生委員・児童委員協議会	榛名町民生委員・児童委員協議会	合併時又は合併後速やかに統合するよう調整する
20	日本赤十字社群馬県支部高崎市地区	日本赤十字社群馬県支部榛名町分地区	平成18年10月1日の統合に向け調整する
21	群馬県共同募金会高崎市支会	群馬県共同募金会榛名町支会	平成18年10月1日の統合に向け調整する
22	高崎保護区保護司会	群馬保護区保護司会榛名町支部	合併後速やかに統合するよう調整する
23	高崎地区更生保護女性会	榛名町更生保護女性会	合併後速やかに統合するよう調整する
24	高崎市保育部会	榛名町保育協議会	合併後速やかに統合するよう調整する
25	社団法人高崎市シルバー人材センター	榛名町シルバー人材センター	平成19年4月1日の統合に向け調整する
26	社団法人高崎市長寿会連合会	榛名町長寿会連合会	平成19年4月1日の統合に向け調整する
27	高崎市環境保健協議会(高崎地区)	榛名町衛生協力会	平成19年度中の統合に向け段階的に調整する
	高崎市環境保健協議会(倉淵地区)		
	高崎市環境保健協議会(箕郷地区)		
	高崎市環境保健協議会(群馬地区)		
	高崎市環境保健協議会(新町地区)		
28	高崎市自衛防疫団体	榛名町家畜防疫対策協議会	合併後速やかに統合するよう調整する
	倉淵家畜防疫対策推進協議会		
	箕郷養豚自衛防疫協議会		
29	高崎市地積調査推進実行委員会	榛名町地積調査推進協議会	合併時に統合できるよう調整に努める
30	高崎市明るい選挙推進協議会	榛名町明るい選挙推進協議会	平成18年10月1日に統合する
	倉淵村明るい選挙推進協議会		
	箕郷町明るい選挙推進協議会		
	新町明るい選挙推進協議会		
31	高崎市私立幼稚園協会	榛名町私立幼稚園保育園連絡協議会	平成19年4月1日に統合する。ただし、私立保育園については、高崎市保育部会に合併後速やかに統合するよう調整する
32	高崎市小中学校PTA連合会	榛名町PTA連合会	平成19年4月1日に統合する
33	高崎市新生活運動協議会	榛名町新生活運動常任委員会	平成19年4月1日の統合に向け調整する
34	高崎市学校保健会	群馬郡学校保健会	平成19年4月1日の統合に向け調整中

	高崎市	榛名町	調整内容等
35	高崎市体育協会	榛名町体育協会	平成18年10月1日の統合に向け調整する
36	高崎市スポーツ少年団	榛名町スポーツ少年団	平成19年4月1日の統合に向け調整する
37	高崎市体育指導委員連絡協議会	榛名町体育指導委員会	平成18年10月1日の統合に向け調整する
38	高崎市体育振興会連絡協議会	榛名町スポーツ推進委員会	平成20年4月1日の統合に向け調整する
	新町体育部長連絡協議会		
39	高崎市子ども会育成団体連絡協議会	榛名町子ども会育成団体連絡協議会	平成19年4月1日の統合に向け調整中
40	高崎市青少年育成推進員連絡協議会	榛名町青少年育成推進員連絡協議会	平成19年4月1日の統合に向け調整中

調整方針 ( 2 )	統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
---------------	-------------------------------

	高崎市	榛名町	調整内容等
1	高崎市青色申告会	榛名町青色申告会	将来の統合に向け調整する
	倉淵村青色申告会		
	箕郷町青色申告会		
	群馬町青色申告会		
	新町青色申告会		
2	社団法人高崎市医師会	社団法人群馬郡医師会	将来の統合に向け調整に努める
	社団法人群馬郡医師会		
	社団法人藤岡多野医師会		
3	社団法人高崎市歯科医師会	群馬郡歯科医師会	将来の統合に向け調整に努める
	群馬郡歯科医師会		
	藤岡多野歯科医師会		
4	高崎市遺族の会	榛名町遺族会	将来の統合に向け調整する
	倉淵村遺族会		
	箕郷町遺族会		
	群馬町遺族会		
	新町遺族会		
5	高崎市心身障害者等連絡協議会	榛名町心身障害者療育父母の会	将来の統合に向け調整する
	倉淵村心身障害者父母の会		
	倉淵村身体障害者分会		
	箕郷町心身障害児者父母の会		
	箕郷町身体障害者団体	榛名町身体障害者団体	
	群馬町心身障害児者父母の会		
	群馬町身体障害者団体		
	新町身体障害者連絡協議会		
	新町手をつなぐ育成会		

	高崎市	榛名町	調整内容等
6	高崎労働基準協会	高崎労働基準協会榛名倉淵支部	現行のまま新市に引継ぎ、協会の統合の時期に合わせて統一する
7	高崎商工会議所	榛名町商工会	将来の統合に向け調整に努める
	倉淵村商工会		
	箕郷町商工会		
	群馬町商工会		
	新町商工会		
8	社団法人高崎観光協会	榛名町観光協会	将来の統合に向け調整に努める
	倉淵村観光開発協会		
9	高崎市農業協同組合	はぐくみ農業協同組合	将来の統合に向け調整する
	はぐくみ農業協同組合		
	多野藤岡農業協同組合		
10	高崎地域水田農業推進協議会	榛名町地域水田農業推進協議会	将来の統合に向け調整する
	倉淵地域水田農業推進協議会		
	箕郷地域水田農業推進協議会		
	群馬地域水田農業推進協議会		
	新町地域水田農業推進協議会		

調整方針 ( 3 )	目的が同一又は類似している団体の中で、活動内容に大きな差異がある団体については、原則として現行のとおりとする。
---------------	---

	高崎市	榛名町	調整内容等
1	高崎地区生活研究グループ連絡協議会	榛名町生活研究グループ連絡協議会	現行のとおりとする
	倉淵地区生活研究グループ連絡協議会		
2	箕郷地区研究グループ連絡協議会		
	群馬地区生活研究グループ連絡協議会		
3	高崎猟友会	榛名猟友会	現行のとおりとする
	倉淵町猟友会		
	群馬中央猟友会		
	多野東猟友会		
4	倉淵地域林業研究会	榛名林業研究会	現行のまま存続する
	箕郷町林業研究会		
5	高崎市畜産団体連絡協議会	榛名町畜産振興協議会	現行のとおりとする
	みさと畜産連絡協議会		

調整方針 (4)	独自の団体については、原則として現行のとおりとする。
-------------	----------------------------

	高崎市	榛名町	調整内容等
1	株式会社高崎情報サービス		現行のとおりとする
2	株式会社ラジオ高崎		現行のとおりとする
3	箕郷町魅力あるふるさとづくり協議会		現行のとおりとする
4	箕郷町自衛隊協力会		現行のとおりとする
	群馬町自衛隊協力会		
	新町自衛隊協力会		
5	高崎市統計協会		現行のとおりとする
6	高崎市防災支援クラブ		現行のとおりとする
7	相馬ヶ原周辺連絡協議会		現行のとおりとする
8	高崎市消費者団体連絡協議会		現行のとおりとする
9	高崎市防犯協会		支部の設置に向けて調整を行う
10	財団法人高崎・地域医療センター		現行のとおりとする
11	財団法人高崎歯科医療センター		現行のとおりとする
12	原爆被災者の会高崎支部		現行のとおりとする
13	新町環境問題連絡協議会		当面現行のとおりとする
14	財団法人箕郷町環境衛生協会		当面現行のとおりとする
15	高崎市総合卸売市場株式会社		現行のとおりとする
16	上武大学連絡協議会		現行のとおりとする
17	相間川温泉株式会社		当面現行のとおりとする
18	財団法人倉淵ふるさと公社		当面現行のとおりとする
19	うめの里をつくる会		現行のとおりとする
20		社家町活性化委員会	現行のとおりとする
21		はるなグリ-ンツ-リズム研究会	現行のとおりとする
22	農用地利用組合(倉淵地区)		現行のとおりとする
23	倉淵木炭協会		現行のとおりとする

	高崎市	榛名町	調整内容等
24	高崎地域青果物生産出荷団体連絡協議会		現行のとおりとする
25		榛名町果樹振興協議会	現行のとおりとする
26	社団法人高崎市農業公社		現行のとおりとする
27	高崎市家族協定農家研究協議会		各地区の家族協定農家の加入を推進する
28	高崎市農業会議所		現行のとおりとする
29	新町まちづくり塾		当面現行のとおりとする
30	財団法人高崎市都市整備公社		現行のとおりとする
31	財団法人高崎市都市緑化協会		地域の実情を考慮しながら実施事業を新市全域に拡大する
32	高崎市緑化運動推進委員会		地域の実情を考慮しながら実施事業を新市全域に拡大する
33	(有)新高崎リバーパーク		現行のとおりとする
34	高崎市視聴覚教育技術者連盟		新市全域で会員の募集などを実施する
35	高崎市立幼稚園PTA連合会		現行のとおりとする
36	高崎ユネスコ協会		新市全域で会員の募集などを実施する
37	高崎市スポーツ少年団指導者協議会		新市全域の組織づくりを推進する
38	高崎市中学校区青少年健全育成推進委員会連絡協議会		新市全域の組織づくりを推進する
39	高崎市青少年補導員協議会		現行のとおりとする
40	はにわの里コスモスの会		現行のとおりとする
41	かみつけの里博物館ボランティア会		現行のとおりとする
42	かみつけの里博物館友の会		現行のとおりとする
43	観音塚考古資料館友の会		現行のとおりとする

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
福岡県	宗像市	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。</li> <li>・統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。</li> <li>・両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	94,151 人	
三重県	四日市市	合併年月日	平成 17 年 3 月 31 日	<p>四日市市、楠町の区域内を主な活動範囲とする公共的団体等の取り扱いについては、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が同一又は類似し、両市町に並存している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</li> <li>・統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</li> <li>・独自の団体は、現行のとおりとする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	303,851 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>・統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	318,653 人	



合併協定項目25-1

各種事務事業の取扱いのうち、  
姉妹友好都市交流事業の取扱いについて

姉妹友好都市提携

高 崎 市	榛 名 町
<p>姉妹友好都市 バトルクリーク市 (アメリカ・ミシガン州) 昭和56年7月1日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 バトルクリーク市の最大手企業(ケロッグ社)の子会社工場が高崎市にあることや、両市の市民性や文化、自然環境が類似していること、またバトルクリーク市が芸術文化の盛んな街で、教育文化都市を目指す高崎市にとって多くの教訓が得られるとのことから提携。</li> <li>H16 交流実績 交換学生、交換教師、 交換職員 スポーツ交流 ALTの受け入れ 5市間環境会議</li> </ul> <p>サントアンドレ市 (ブラジル・サンパウロ州) 昭和56年10月2日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 群馬県とサンパウロ州の姉妹州県の提携を機に、双方の州県における第2の都市であること、また在ブラジル群馬県人会長、日本ブラジル議員連盟会長が高崎市の関係者であったことから提携。</li> <li>H16 交流実績 なし</li> </ul> <p>承德市(中国・河北省) 昭和62年10月6日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 昭和55年、高崎市日中友好協会訪中団が初めて承德市を訪れ、以後、数度にわたる相互訪問により両市の経済・文化交流が行われた。また、承德市から農業実習生が派遣されるなど具体的な交流が始まったため。</li> <li>H16 交流実績 人的相互交流 5市間環境会議</li> </ul> <p>ブルゼニ市(チェコ) 平成2年8月1日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 ブルゼニ市にあるピルスナーウルケル社はキリンビールと技術相互協力協定を結び、キリンビール高崎工場とは姉妹工場の関係にあり、それをきっかけに文化交流を要とした友好交流の話が提案された。</li> <li>H16 交流実績 文化交流(人形劇) 5市間環境会議</li> </ul>	<p>姉妹友好都市 グランドビュー市 (アメリカ・ミズーリ州) 平成3年3月19日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 昭和62年度から開始した、榛名中学校への英語指導助手招致事業により受け入れたALTの出身地であることがきっかけとなり、昭和63年度から中学生の交換留学生を派遣。 この交流が、相互の中学生交換事業及び、町民の交流へと発展し、平成3年3月姉妹都市として提携。 平成13年アメリカ同時多発テロより、中学生の交流先をオーストラリアに変更</li> <li>H16 交流実績 市長・委員長一行3名が来町し交流</li> </ul> <p>東久留米市 (東京都) 昭和61年10月1日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 江戸時代より、東久留米市民が「榛名講」で榛名神社へ来町していた。昭和60年5月東久留米市より姉妹都市提携の検討、10月には最適候補地として決定した報告を受け、町検討委員会で決定。姉妹都市締結後は、住民や行政などの数多い交流に発展している。</li> <li>H16 交流実績 文化協議会相互交流 移動教室(東久留米市から) 祭りへの参加交流(相互) 市民・町民交流(相互)</li> </ul>

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	姉妹都市については、新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	45,247人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	姉妹都市交流については、新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	189,749人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	姉妹都市及び友好都市は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	55,753人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	姉妹都市縁組については、現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後、相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	152,372人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日	大胡町の姉妹都市提携については、前橋市に引き継ぐものとする。
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	318,653人	



合併協定項目 2 5 - 2

各種事務事業の取扱いのうち、  
文化事業の取扱いについて

各種事業

高 崎 市	榛 名 町
<p>委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市民美術展覧会</li> <li>・高崎音楽祭</li> <li>・群馬交響楽団サマーコンサート</li> </ul>	<p>委託事業</p> <p>なし</p>
<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化情報マガジン『劇場都市』発行</li> <li>・市民いけばな展覧会</li> <li>・村民祭（倉淵地区）</li> <li>・作品展示会（新町地区）</li> <li>・芸能発表会（新町地区）</li> </ul>	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民文化祭</li> <li>芸能発表の部、展示の部</li> <li>音楽発表会、児童生徒絵画書道展</li> <li>菊花展、囲碁将棋大会、茶会</li> </ul>
<p>芸術鑑賞事業</p> <p>高崎市、（財）文化スポーツ振興財団との 共催事業</p> <p>群馬音楽センター 「松竹大歌舞伎」など8事業</p> <p>高崎市文化会館 「新春市民寄席」など7事業</p> <p>高崎シティギャラリー 「高崎五夜シリーズ」など7事業</p> <p>箕郷文化会館 「新春演芸ショー」など9事業</p> <p>新町文化ホール 「文化ホールシネマ」など4事業</p>	<p>芸術鑑賞事業</p> <p>（財）文化振興事業団自主事業</p> <p>ライブ・イン・榛名シリーズ</p> <p>華麗なるウインドオーケストラシリーズ</p> <p>「米国空軍太平洋音楽隊」</p> <p>「陸上・航空・海上自衛隊中央音楽隊」</p> <p>「エコー演芸館」</p> <p>夏休みお楽しみ映画会</p> <p>親子ふれあい劇場</p> <p>「榛名バンドフェスティバル」</p> <p>ポップスコンサートまたは歌謡ショー</p> <p>東京文化会館共催事業</p> <p>その他、年度によりクラシックコンサート、民俗芸能公演や共催事業等を開催</p>
<p>芸術文化活動育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シリーズ音楽紀行</li> <li>群響楽器セミナー</li> <li>チェコ人形劇招聘</li> <li>前橋・高崎連携（市民ミュージカル）</li> <li>ロビーコンサート</li> </ul>	<p>芸術文化活動育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>榛名梅の里音楽祭&amp;「日本の歌」スプリングセミナー</li> <li>スクールコンサート</li> </ul>

各種事業

高 崎 市	榛 名 町
<p>補助金交付事業</p> <p>(運営補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化協会補助金(高崎市5地区)</li> <li>・群馬交響楽団補助金</li> <li>・村上鬼城顕彰会補助金</li> <li>・市民音楽連盟補助金</li> <li>・市吟剣詩舞道連合会補助金</li> <li>・小栗上野介顕彰会補助金(倉淵地区)</li> </ul> <p>(開催補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリングフェスティバル補助金</li> <li>・森とオーケストラ補助金</li> <li>・高崎映画祭補助金</li> <li>・ストリートライブ補助金</li> <li>・高崎マーチングフェスティバル補助金</li> <li>・たかさき光のページェント補助金</li> <li>・絵本原画展補助金</li> <li>・吉野秀雄顕彰高崎短歌大会補助金</li> <li>・高崎大田楽補助金</li> </ul> <p>(伝統文化継承補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獅子舞保存会連絡協議会補助金</li> <li>・伝統民族芸能祭り補助金</li> <li>・獅子舞2団体、太々神楽、八木節、山車囃子(倉淵地域)</li> <li>・獅子舞2団体、十二階松くずし、今宮地蔵祭、中善地盆踊り、上芝八木節 (箕郷地区)</li> <li>・獅子舞2団体、山車祭太鼓11団体、神楽、八木節、火渡り(群馬地区)</li> <li>・獅子舞2団体、東音頭(新町地区)</li> </ul>	<p>補助金交付事業</p> <p>(運営補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生俳句コンクール実行委員会補助金</li> <li>・榛名山を描く会補助金</li> </ul> <p>(伝統文化継承補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獅子舞5団体、太鼓保存会2団体、八木節保存会、神代神楽保存会</li> </ul>

文化協会

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市文化協会 昭和 60 年 4 月 1 日設立 加盟団体数 30 団体 構成員数 11,080 人</p> <p>・主な事業 市民文化祭（各団体ごと）、市民文化フェスティバル、日本文化体験教室、会報「ひじり」の発行</p> <p>高崎市文化協会倉渕支部 昭和 53 年 8 月設立（H18.4.1 統合） 加盟団体数 21 団体 構成員数 427 人</p> <p>・主な事業 姉妹観音追悼「流し舟」、県外視察等、村民祭に協力、会報「せせらぎ」機関紙「やまなみ」の発行</p> <p>高崎市文化協会箕郷支部 昭和 45 年 11 月設立（H18.4.1 統合） 加盟団体数 65 団体 構成員数 878 人</p> <p>・主な事業 町総合文化祭、春の文化祭、民舞発表会、山野草展、県外研修</p> <p>高崎市文化協会群馬町支部 昭和 43 年 7 月 28 日設立（H18.4.1 統合） 加盟団体数 60 団体 構成員数 831 人</p> <p>・主な事業 芸術文化祭、暮鳥・文明没日記念の集い、機関紙「遠望」の発行</p> <p>高崎市文化協会新町支部 平成元年 4 月 1 日設立（H18.4.1 統合） 加盟団体数 46 団体 構成員数 1,003 人</p> <p>・主な事業 お茶会、芸能発表会、カラオケ発表会、作品展示会、ダンスパーティー</p>	<p>榛名町文化協議会 昭和 43 年 4 月 23 日設立 加盟団体数 35 団体 構成員数 1,300 人</p> <p>・主な事業 町民文化祭、東久留米市文化交流事業、視察研修、新年会、老人保健施設「あけぼの苑」施設内展示</p>



染料植物園

高 崎 市	榛 名 町																																		
<p>染料植物園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容 染料植物の保護育成等の管理及び染色工芸館での植物染織作品等の展示や各種講習会を通じ、植物とのふれあいや植物染色の認識、醸成に努める。 (高崎市染料植物園条例及び同条例施行規則)</li> <li>・ 使用料 平成 9 年 4 月 1 日改正 染色工芸館入館料(企画展中は別料金・団体は 20 人以上) 一般 100 円(団体 80 円) 高大学生 80 円(団体 50 円) 小中学生 50 円(団体 30 円) 65 歳以上、身障者とその付添人 1 人及び土曜日のみ小中学生無料</li> <li>・ 施設使用料 平成 10 年 4 月 1 日 (単位:円)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">利用単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室 (常設展示部分を除く)</td> <td style="text-align: center;">1 週</td> <td style="text-align: center;">23,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">草木染 染色実習室</td> <td>10 人未満 1 日</td> <td style="text-align: center;">2,110</td> </tr> <tr> <td>10 人未満 半日</td> <td style="text-align: center;">1,050</td> </tr> <tr> <td>10 人以上 1 日</td> <td style="text-align: center;">4,230</td> </tr> <tr> <td>10 人以上 半日</td> <td style="text-align: center;">2,110</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">藍染染色 実習室</td> <td>10 人未満 1 日</td> <td style="text-align: center;">1,310</td> </tr> <tr> <td>10 人未満 半日</td> <td style="text-align: center;">710</td> </tr> <tr> <td>10 人以上 1 日</td> <td style="text-align: center;">2,620</td> </tr> <tr> <td>10 人以上 半日</td> <td style="text-align: center;">1,310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚室</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">5,440</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半日</td> <td style="text-align: center;">2,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">2,590</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半日</td> <td style="text-align: center;">1,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日とは9時から12時まで又は13時から16時までを、1週間とは火曜日からの月曜日までの7日をいう。ただし、午前から午後に来る場合は、1日とする。</p>	施設名	利用単位	使用料	展示室 (常設展示部分を除く)	1 週	23,700	草木染 染色実習室	10 人未満 1 日	2,110	10 人未満 半日	1,050	10 人以上 1 日	4,230	10 人以上 半日	2,110	藍染染色 実習室	10 人未満 1 日	1,310	10 人未満 半日	710	10 人以上 1 日	2,620	10 人以上 半日	1,310	視聴覚室	1 日	5,440	半日	2,720	多目的室	1 日	2,590	半日	1,180	<p>染料植物園</p> <p>なし</p>
施設名	利用単位	使用料																																	
展示室 (常設展示部分を除く)	1 週	23,700																																	
草木染 染色実習室	10 人未満 1 日	2,110																																	
	10 人未満 半日	1,050																																	
	10 人以上 1 日	4,230																																	
	10 人以上 半日	2,110																																	
藍染染色 実習室	10 人未満 1 日	1,310																																	
	10 人未満 半日	710																																	
	10 人以上 1 日	2,620																																	
	10 人以上 半日	1,310																																	
視聴覚室	1 日	5,440																																	
	半日	2,720																																	
多目的室	1 日	2,590																																	
	半日	1,180																																	

高崎市美術館

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成2年1月～平成3年1月</li> <li>・開館年 平成3年7月</li> <li>・面積（美術館部分） &lt;延べ面積 970.88 m<sup>2</sup>&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>1階 281.75 m<sup>2</sup></li> <li>2階 257.70 m<sup>2</sup></li> <li>3階 242.45 m<sup>2</sup></li> <li>4階 20.81 m<sup>2</sup></li> <li>5階 57.07 m<sup>2</sup></li> <li>6階 111.10 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>・展示壁長：94.64m <ul style="list-style-type: none"> <li>1階 第1展示室 10.75m</li> <li>2階 第2展示室 31.19m ブリッジ 10.755m</li> <li>3階 第3展示室 31.19m ブリッジ 10.755m</li> </ul> </li> <li>・展示床面積：337.54m <ul style="list-style-type: none"> <li>1階 第1展示室 89.60 m<sup>2</sup></li> <li>2階 第2展示室 97.98 m<sup>2</sup> ブリッジ 25.99 m<sup>2</sup></li> <li>3階 第3展示室 97.98 m<sup>2</sup> ブリッジ 25.99 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>・開館時間 午前10時～午後6時 午前10時～午後8時 (金曜日のみ)</li> <li>・休館日 毎週月曜日 (祝日は開館、翌日休館)</li> <li>・観覧料（平成13年9月28改定） 企画展 その都度設定。 16年度 一般 500（400） 大高生 300（250） 中小生 200（150） コレクション展 一般 100（80） 大高生 80（50） 中小生 50（30）</li> </ul> <p>*（ ）内は20名以上の団体割引料金</p>	<p>美術館 なし</p>

高崎市タワー美術館

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市タワー美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成7年11月～平成10年2月</li> <li>・開館年 平成13年11月</li> <li>・面積（美術館部分） 延べ面積 2,252.39 m<sup>2</sup> 3階 1,143.99 m<sup>2</sup> 4階 1,108.40 m<sup>2</sup></li> <li>・展示壁長 137m 3階 76m 4階 61m</li> <li>・展示床面積 829.28 m<sup>2</sup> 3階 432.89 m<sup>2</sup> 4階 396.39 m<sup>2</sup></li> <li>・開館時間 午前10時～午後6時 午前10時～午後8時 (金曜日のみ)</li> <li>・休館日 毎週月曜日 (祝日は開館、翌日休館) 展示替期間(臨時休館) 年末年始(12月28日～1月4日)</li> <li>・観覧料(平成13年9月28日改定) 企画展 その都度設定。 17年度 一般 500(400) 大高生 300(250) 中小生 200(150) コレクション展 一般 200(160) 大高生 160(100) 中小生 100(60)</li> </ul> <p>* ( )内は20名以上の団体割引料金</p> <p>【両館共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方および付き添いの方1名・65歳以上の方・未就学児は無料。</li> <li>* 市内に居住する小中学生は、毎週土曜日は無料。</li> </ul>	<p>美術館 なし</p>

文化会館等

高 崎 市	榛 名 町
<p>文化会館等の管理運営            (財)高崎市文化スポーツ振興財団を平成 18 年 4 月 1 日から 5 年間指定管理者に指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団設立 昭和 59 年 2 月 20 日</li> <li>・基本財産 20,000,000 円</li> <li>・開館時間 午前 9 時～午後 10 時、ただし使用者が午後 10 時前に終了した場合は、終了時まで。平常時は午後 5 時までとする。</li> <li>・休館日 12 月 29 日～1 月 3 日</li> </ul> <p>*文化会館(少年科学館併設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 昭和 59 年 3 月</li> <li>・規模 6,724.72 m<sup>2</sup></li> <li>・定員 701 席</li> </ul> <p>*少年科学館(文化会館と併設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間 午前 9 時～午後 5 時</li> <li>・プラネタリウム 315 席</li> <li>・科学展示室等 960 m<sup>2</sup></li> <li>・創作室 84 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>*群馬音楽センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 昭和 36 年 6 月</li> <li>・規模 5,935.79 m<sup>2</sup></li> <li>・定員 1,932 席</li> </ul> <p>*シティギャラリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成 6 年 2 月</li> <li>・規模 5,312.50 m<sup>2</sup></li> <li>・ホール 324 席</li> <li>・フォーラム(広場) 1,500 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>*新ホール建設計画            新市建設計画後期で、芸術・コンサートホール建設計画あり。</p>	<p>文化会館等の管理運営            (財)榛名町文化振興事業団に管理委託            住所 群馬郡榛名町大字上里見 1072-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団設立 平成 6 年 12 月 22 日</li> <li>・基本財産 6,000 万円</li> </ul> <p>*榛名町文化会館            運営 (財)榛名町文化振興事業団            管理 (財)榛名町文化振興事業団            施設管理は町職員が担当する。</p> <p>ア 開館時間 午前 9 時～午後 10 時            ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>イ 休館日 (1) 月曜日            (2) 12 月 29 日から 1 月 3 日            (3) その他、町長が定める日            町長が必要と認めるとき、休館日を閉館日とすることができる。</p> <p>ウ 会館規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成 7 年 3 月</li> <li>・規模 3,374.80 m<sup>2</sup>                中央公民館、図書館併設の複合館</li> <li>・定員 大ホール 505 席(固定)                小ホール 200 席(移動席)</li> <li>・使用料改定 平成 16 年 4 月 1 日</li> </ul> <p>申請手続 6 ヶ月前の月の初日から 14 日前まで</p> <p>友の会 エコールパートナーズクラブ            会費：新規 1,300 円、1,200 円</p>

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
三重県	亀山市	合併年月日	平成 17 年 1 月 11 日	<p>歴史博物館事業、関宿旅籠玉屋歴史館及び関まちなみ資料館事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>また、伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助の交付は方法を整合の上、明文化する。</p> <p>また、史跡などの経常的な維持管理は、委託・謝礼などをできるだけ統一できるように調整することとし、町並み保存事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	49,253 人	
栃木県	那須烏山市	合併年月日	平成 17 年 10 月 1 日	<p>国、県及び町の指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>美術館、郷土資料館等は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>文化祭については、合併後、速やかに調整するものとする。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 町	
		人 口	31,151 人	
島根県	益田市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	<p>文化振興事業補助金については、現行どおり新市に引継ぎ、3年を目途に段階的に調整する。</p> <p>記念館、資料館運營業務及び指定文化財の保護・管理については、現行どおり新市に引き継ぎ、また文化財管理補助金については、現行どおり新市に引継ぎ、3年を目途に段階的に調整し、文化財保存事業費については、益田市の例により統一する。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 2 町	
		人 口	52,409 人	



合併協定項目25-3

各種事務事業の取扱いのうち、  
広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業

高 崎 市	榛 名 町
<p>広報紙「広報高崎」の発行            毎月2回(1日・15日)発行、町内会の区長を通じて毎戸配布、A4判22ページが基本。            平成17年度 16ページ10回                              20ページ10回                              24ページ 3回                              28ページ 1回</p> <p>発行部数            ・H17.4.1～H18.1.15 101,000部(旧高崎市)            ・H18.2.1～H18.3.15 128,000部(合併後)</p> <p>声の広報の発行            高崎ボランティアグループに朗読・録音を依頼、46人の視覚障害者へ郵送。</p> <p>点字広報の発行            月2回60部を作成(平成16年度)。            広報たかさきから点字に適した記事を抜粋し、業者委託により作成、視覚障害者50人に郵送。図書館・中央公民館等にも配布。</p> <p>グラフたかさきの発行            年1回、12月1日に発行。市政の動きや市民活動など、写真を中心に紹介。            [A4判44ページ。]            平成17年度は合併特集として、平成18年3月15日に128,000部を発行。            [A4判52ページ]</p> <p>「群馬テレビ」からの市政だよりの放映            毎週火曜日午後5時45分から、群馬テレビにおいて市政情報を放映。</p>	<p>広報紙「広報はるな」の発行            毎月1回(5日)発行、各行政区の区長を通じて毎戸配布、A4判20ページが基本。            平成17年度 20ページ10回                              22ページ 1回                              24ページ 1回</p> <p>発行部数 = 7,000部</p> <p>広報はるな縮刷版の発行            第1集～第5集まで 発行済み            1冊 5,000円で販売            第6集(400部)は、平成18年度に発行予定(1冊 5,000円予定)</p> <p>声の広報の発行            ボランティアグループ「森のクマさん」に朗読・録音を依頼、14人の視覚障害者へ配布。</p> <p>広報委員会            定員 9人 任期 2年            報酬 委員長66,000円                      委員61,000円            定例会 月1回            (校正当番年5回程度)</p>



高 崎 市	榛 名 町
<p>「ラジオ高崎」からの行政情報の放送 市も出資するコミュニティFM放送局「ラジオ高崎」から、行政情報・市政特集・市民参加などの番組を放送。</p> <p>ふるさとメールの発信 広報たかさきの掲載記事と上毛新聞に掲載された高崎市関連の記事を合わせた情報をメールマガジンにより発信。(毎月5日・20日に発行、登録者数 = 751人)</p> <p>電光掲示板による市政情報の発信 ・高崎駅西口、駅ビル電光掲示板から1日33回放映 ・市庁舎1階受付横電光掲示板から、1回45分のプログラムを1日20回放映</p> <p>定例記者会見 高崎記者クラブ加盟8社の記者を対象に毎月1回開催 平成17年度は12回開催、提供件数 = 24件</p> <p>臨時記者会見 月1回開催の定例記者会見に間に合わない場合に開催 平成17年度、17回開催。提供件数 = 25件</p> <p>報道機関への情報提供(投込み) 平成17年度 = 383件</p> <p>小学生向け広報「どんぐり新聞」の発行 市内小学校の全児童に学校を通じて配布。年2回、夏休み・冬休み前に発行。A4判4ページ。 平成17年度冬号は15,500部を発行</p> <p>○転入者向け市役所案内「暮らしのガイドブック」の発行 転入者に市役所の業務や窓口、手続きの方法、施設などを紹介 A4判32ページ。 平成17年度は合併後に20,000部発行</p>	

高 崎 市	榛 名 町
<p>新高崎市地図「マイシティたかさき」の発行 2年に一度のペースで高崎市域の地図を制作。平成18年1月には合併に併せ新高崎市の地図として全面改訂。表面に全図、裏面に中心部を表示。 変形菊判8つ折り。20,000部を作成</p> <p>市勢要覧の発行 市のPRと市政の概要を紹介、英語の要約付き。平成17年12月、合併を機に制作。新しく市域となった地区をクローズアップした。 A4判52ページ、5,000部作成</p> <p>外国人向けパンフレット「高崎の詩」の発行 外国人に高崎を紹介する写真中心のパンフレット。平成14年度に、日本語に英語・中国語・ポルトガル語・チェコ語を併記し、5,000部を作成。</p> <p>ホームページ 平成8年3月開設 市政情報、観光・イベント情報、議会情報、新着情報等を掲載。平成14年9月には各課ホームページを整備、新着情報等は適宜更新、年1回のリニューアルを予定。</p> <p>市民情報センター 市民情報センター（庁舎1階）内の大型映像システム等に関する管理運営。</p> <p>映像ソフト 広報ビデオを年1～2本制作。</p> <p>映像ソフトの制作 各種イベントやニュースを撮影（月1～2本）映像として記録し、HPや大型映像システムで放映。</p> <p>市政モニター制度 定員20人以内 平成16年度は、公募15人のほか、地域・年齢・性別などを考慮し公民館長推薦を5人。報告件数は、68件。 平成17年度実績は、公募9人、公民館長推薦9人。 平成18年度は、定員25人以内を予定。</p>	<p>ホームページ 平成12年4月開設。 町政情報、観光・イベント情報、議会情報、新着情報等を掲載。平成14年6月には各種情報を整備、新着情報等は適宜更新。 平成17年12月に公式ホームページをリニューアル。 トップページのニュース欄は、職員が更新。</p> <p>町政モニター制度 定員10人以内 平成16年度は7人のモニターから9件の報告 平成17年度は7人のモニターから8件の報告</p>

高 崎 市	榛 名 町
<p>市民の声 市役所総合案内、市民課窓口、市民サービスセンター（9館）、公民館（33館）、長寿センター（7館）など54か所に「市民の声」の記入用紙と料金受取人払い封筒を用意している。この他、インターネットやファクスでも受け付けている。 平成17年度は市役所総合案内、市民課窓口、支所（4支所）、市民サービスセンター（9館）、公民館（42館）、長寿センター（10館）など80か所に「市民の声」の記入用紙と料金受取人払い封筒を用意している。この他、インターネットやファクスでも受け付けている。 平成17年度の受付件数は、手紙136件、ファクス5件、Eメール337件、電話5件、計483件を処理。</p> <p>市有施設見学会 広報たかさきで公募し、市有大型バスを使って市有施設のほか、国・県・隣接市町村・民間企業などを取り入れたコース設定をしている。 平成16年度は19回実施。うち夏休み中の親子を対象としたものを3回実施した。参加人数236人。 平成17年度は18回実施、うち夏休み中の親子を対象としたものを3回実施。参加人数239人。 平成18年度はコースの発着地を本庁、倉淵支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所とし、実施。</p> <p>アンケート調査 昭和47年度からほぼ2年に1回実施している。 平成15年度は、対象者数を4,800人として「市町村合併」に関する設問を設け実施。回収率は47.4%であった。 平成16年度は実施せず 平成17年度は対象者5,000人、「総合計画」策定の資料に関する設問を設け実施。</p>	<p>町民の声 町庁舎町民ホール、保健文化センター、やすらぎ苑の3か所に「町民の声」のボックスを設置し、投書を受ける。 平成17年度の受付件数は25件。（内、回答：22件） このほか、インターネットでも受け付けている。</p> <p>アンケート調査 市町村合併について、平成14年度に約2,100世帯を対象に実施（合併対策室）</p>

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙については統合し、毎月21日の月1回発行する。配布は、自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	45,247人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月1日と15日の月2回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> <li>・広聴事業は、従来の各市のものを統一し、継続する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	189,749人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月1日の月1回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> <li>・広聴事業は、従来の各市のものを統一し、継続する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	1,176,269人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月20日の月1回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	55,753人	
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月第4木曜日に月1回発行する。配布については区長等を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	1町4村	
		人口	17,300人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙については統合し、毎月1日15日の月2回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、現在ある前橋市の項目に支所項目を増やして対応する。</li> <li>・広聴事業は、新市において調整する。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	318,653人	

合併協定項目 2 5 - 9

各種事務事業の取扱いのうち、  
防災関係事業の取扱いについて

## 1 地域防災計画

### (1) 法的根拠

市町村防災会議は、防災に関する基本的な計画として国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、防災施設の整備、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等の災害応急対策及び災害復旧に関する事項等の計画を作成しなければならないことになっている。

#### 災害対策基本法（抄）

##### （市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(3～5 略)

### (2) 計画対象地域の拡大

市町村地域防災計画は、地域住民の生命の安全と財産の保全を目的に、災害に対する行政機関、住民、事業所等の一体的かつ総合的な体制及び対応について定めるものであり、県地域防災計画と整合性を持ったものでなければならず、また、必要に応じて見直しを行い修正していくことが求められている。

合併により計画の対象地域が拡大されるため、通信連絡体制や公的機関をはじめとした各事業所の協力・応援体制についても見直しが必要であり、また、計画策定の前提と

なる対象地域の自然的条件、地理的・地形的条件や気象上の特殊性等についても十分に配慮する必要がある。

## 2 災害対策本部

### (1) 設置の根拠

災害対策基本法では、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため市町村地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置することができる」とされている。

そして、市町村長を本部長として災害予防及び災害応急対策を実施することになっている。

#### 災害対策基本法（抄）

##### （災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

（2.3及び6略）

### (2) 現在の役場の位置付け

合併により市域が拡大した場合、その規模に見合った災害対策本部のあり方について、現在の役場の活用を視野に入れて検討する必要がある。

## 3 災害時応援協定等

高崎市及び榛名町においては、災害時に自治体間同士で相互に応援する協定や、情報提供、災害復旧等について公共的団体等と協定を結んでいる。

行政制度等の調整に当たっては、合併前の協定等については、新市に引き継ぐこととしており、合併後の市域の規模を勘案し、調整する必要がある。

#### 4 防災行政無線

防災行政無線は、災害時の連絡・通信手段として欠くことのできないものである。合併後においては、災害時の緊急体制が取れるよう、円滑な通信手段を確保しておくことが求められる。

##### 〔同報系防災行政無線〕

災害の発生が予測される時、また災害時には、県をはじめとした防災関係機関からの情報や市町村が独自に収集した情報が市町村役場に集約される。こうした情報やそれに基づく避難勧告などの当該市町村独自の判断を地域住民に知らせるのが「同報系防災行政無線」である。市町村役場から送信された情報は、役場の支所などの公共施設や避難場所などに設置された屋外拡声器や各家庭に設置された個別受信機を通して地域住民に伝達される。同報系防災行政無線は、平常時には住民への周知・広報活動や一般行政事務のための通信にも活用されている。

##### 〔移動系防災行政無線〕

災害時において現場から災害情報を市町村役場（災害対策本部）に伝えたり、市町村役場からの指示を現場に伝えたり、あるいは他の防災関係機関所属の移動系無線局との間で通信を行うために使用されているのが「移動系防災行政無線」である。平常時においては、一般行政事務のための通信にも活用されている。



地域防災計画

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市地域防災計画</p> <p><b>【目的】</b> 市民生活に最も密接している基礎的地方公共団体として、地域住民の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れがある自然災害等に対処するために、高崎市のほか防災行政機関、住民、事業所等が一体的総合的防災体制を確立することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする</p> <p>策定：平成9年7月1日</p>	<p>榛名町地域防災計画</p> <p><b>【目的】</b> 災害対策基本法第42条の規定に基づき榛名町の地域に係る災害対策全般に関し、次のことを定めもって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期すことを目的とし、榛名町防災会議が策定する。</p> <p>また、地震は一般的に予知することが困難であり、その被害は突然性・広域性・火災等2次災害の発生といった特徴がある。このような地震災害の特徴と社会的影響の大きさに鑑み、榛名町地域防災計画の中に一部震災対策計画を策定する。</p> <p>策定：平成9年4月1日</p>

災害対策本部設置

高 崎 市	榛 名 町
<p><b>【高崎市災害対策本部】</b></p> <p>本部長 市長 副本部長 助役 本部員 収入役 教育長 上下水道事業管理者 各部局長 消防局長 消防局次長</p> <p>災害対策本部設置基準 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が設置する。</p> <p>災害対策本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により市長が設置するものであるが、次の基準に達したときに設置するものとする。</p> <p>(ア) 救助法による救助を適用する災害が発</p>	<p><b>【榛名町災害対策本部】</b></p> <p>本部長 町長 副本部長 助役(2人) 教育長 本部員 各課長及び本部長の指名する職員</p> <p>災害対策本部設置基準 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において町長が設置する。</p> <p>(ア) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると町長が認めたとき。</p> <p>(イ) 前号の外、著しく激甚である災害によ</p>

<p>生したとき。  (イ)前号のほか、市区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めたととき。  策定：平成9年7月1日</p>	<p>り特に災害応急対策を必要とする場合。   設置場所  町役場   策定：平成9年4月1日</p>
--	---

災害時応援協定等

高 崎 市	榛 名 町
<p>災害時における相互応援に関する協定  ・相手先 埼玉県川越市  越谷市  長野県佐久市</p> <p>災害時における相互応援に関する要綱  ・相手先 北関東・新潟地域連携軸推進協議会</p> <p>災害時における協力に関する覚書  ・相手先 高崎郵便局</p> <p>災害時における放送要請に関する覚書  ・相手先 (株)ラジオ高崎</p> <p>上水道相互連絡管設置に関する協定  ・相手先 前橋市</p> <p>火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定  ・相手先 群馬県中央生コンクリート協同組合</p> <p>災害発生時における電気設備等の復旧の協力に関する協定  ・相手先 高崎設備協会</p> <p>水道災害時における応援に関する協定  ・相手先 高崎水道工事業共同組合</p> <p>○災害時における応援物資提供に関する協定  ・相手先 三国コカ・コーラボトリング(株)</p> <p>災害時における応援に関する協定  ・高崎土木建築業協同組合</p>	<p>災害時における相互応援に関する協定  ・相手先 東京都東久留米市</p> <p>災害時における援助に関する協定  ・相手先 東京都板橋区ほか12市町村</p> <p>災害救助に必要な応急資機材の供給に関する協定  ・相手先 はぐくみ農業協同組合</p> <p>災害時における協力に関する覚書  ・相手先 郵便局</p> <p>災害時における相互援助に関する協定  ・相手先 東京都板橋区</p>

防災行政無線

高 崎 市	榛 名 町
<p>防災行政無線（固定系）                      （箕郷地区）                      ・周波数                      69.45MHz                      （親局1・アンサーバック子局15）                      （新町地区）                      ・周波数                      68.520MHz                      （親局1・屋外受信局26・戸別受信機26・                      遠隔装置1台）</p>	<p>防災行政無線（固定系）                      ・周波数                      69.465MHz                      （基地局1・屋外受信局96）</p>
<p>防災行政無線（移動系）                      （高崎地区）                      ・周波数                      466.075MHz                      ・局数 54局                      （基地局1・陸上移動局53）                      （箕郷地区）                      ・周波数                      466.6375MHz                      ・局数 23局                      （基地局1・陸上移動局9・可搬型3・携帯                      型10）</p>	<p>防災行政無線（移動系）                      ・周波数                      407.2MHz                      （基地局1・陸上移動局50）</p>
<p>防災行政無線保守点検委託料                      283,500円（高崎地区）                      2,572,000円（箕郷地区）                      1,939,035円（新町地区）</p>	<p>防災行政無線保守点検委託料                      3,850,000円</p>

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成 13 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画については、新市において新たに作成する。</li> <li>・ 防災行政無線については、合併後も現行の内容を統一して実施する。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 市	
		人 口	189,749 人	
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に係る災害予防又は災害応急対策については、合併時に調整する。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 4 町	
		人 口	17,751 人	
秋田県	秋田市	合併年月日	平成 17 年 1 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部などの組織体制については、合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う。</li> <li>・ 防災行政無線については、合併時に秋田市の制度に統一し、防災無線として現況のまま活用を図る。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 2 町	
		人 口	333,047 人	

合併協定項目 2 5 - 1 6

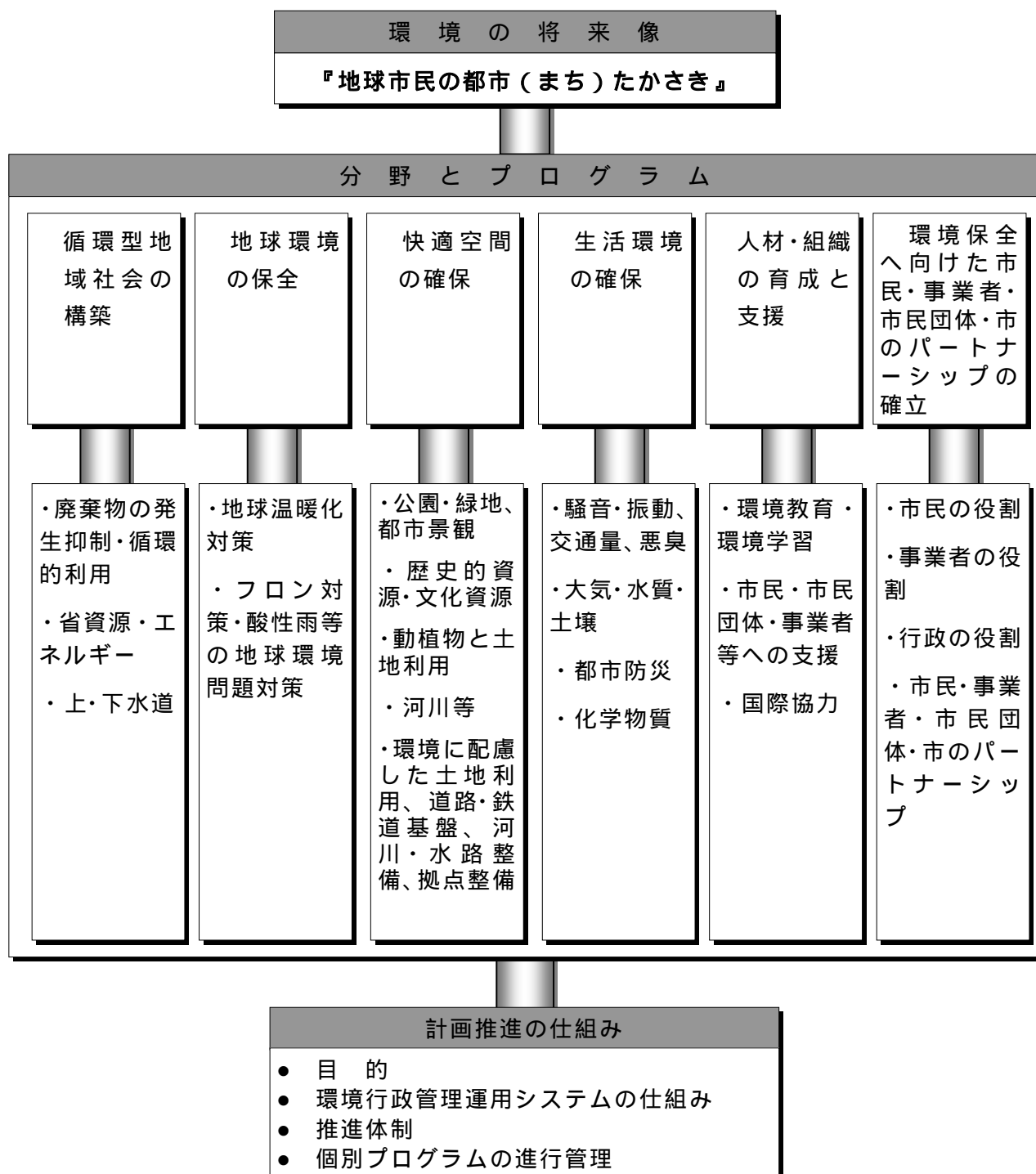
各種事務事業の取扱いのうち、  
環境保全関係事業の取扱いについて

# 1 環境基本計画

## (1) 環境基本計画とは

高崎市の例を示すと、高崎市環境基本条例第3条の2で定められる、環境基本条例の理念を実現し、環境施策を計画的かつ総合的に推進するために定める計画。地域及び地球環境の保全及び創造を推進するにあたっての市民・事業者・市のそれぞれの役割を明らかにし、三者のパートナーシップに基づく良好な環境の保全及び創造を目指す。

### 高崎市環境基本計画の体系



## (2) 環境基本計画の現状

高崎市の例を示すと、高崎市では平成8年度に環境基本条例を制定し、環境基本計画を平成11年度に策定、平成15年度に改訂した。環境問題の6分野(循環型社会・地球環境・快適空間・生活環境・人材組織・パートナーシップ)21プログラム(廃棄物の発生抑制と循環的利用など)に環境指標と事業を割り当て、目標値を定めて進捗を管理することにより、効果的な環境施策の推進と環境保全を目指す。環境基本計画の進捗状況及び環境施策の結果報告として、たかさき環境白書を平成13年度から年1回発行している。

### ・関連法令

#### 環境基本法(抄)

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ・高崎市環境基本条例

#### 高崎市環境基本条例(抄)

人は、この恵み豊かな大地の中で生きて、文化創造の道を歩んできた。しかし、生活のための資源利用の速度は、ついに自然の生命の復元能力を超えるまでになり、地球環境に重大な影響を与えるまでに至っている。

地球環境は、すべての生命を育む母胎であり、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立つ有限なものである。この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

高崎市は、良好な環境のもとに、北関東の主要な都市の一つとして発展し、産業をはじめ、文化的領域においても目覚ましい業績を示してきた。しかし、その発展の過程や世界的規模での社会経済活動の拡大と都市化の進展によって、本市においても良好な環境が損なわれつつある。

緑豊かな自然環境を背景に持つ私たち市民は、良好な環境を享受し得る立場にあることを認識するとともに、良好な環境の保全及び創造は生命秩序に対する責務であることを決意し、環境と人とが共生する都市づくりを目指して、この条例を制定する。

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、環境に関する施策(以下「環境施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することによって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

第3条の2 市は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

## 2 騒音、振動、悪臭、特定建設作業

### (1) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の目的

#### 騒音規制法(抄)

第1条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

#### 振動規制法(抄)

第1条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

#### 悪臭防止法(抄)

第1条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

## (2) 規制地域とは

### 騒音規制法(抄)

第3条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

### 振動規制法(抄)

第3条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

### 悪臭防止法(抄)

第3条 都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)として指定しなければならない。

## (3) 現況

- ・騒音.....高崎市の高崎地区、箕郷地区、群馬地区では全域、倉淵地区、新町地区では一部地域を、榛名町では全域を規制地域として指定し、規制を行っている。
- ・振動.....高崎市の高崎地区、箕郷地区、群馬地区では全域、倉淵地区、新町地区では一部地域を、榛名町では全域を規制地域として指定し、規制を行っている。
- ・悪臭.....高崎市の高崎地区では全域を規制地域として指定しているが、倉淵地区、箕郷地区、群馬地区、新町地区では規制を行っていない。榛名町でも規制を行っていない。高崎市は特例市のため、上記項目について「規制の地域」基準の設定が委譲されている。

## (4) 地域指定の方法

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域を指定するのは、県知事の事務になっているが、特例市にはその権限が委譲されている。そのため、合併に伴い高崎市で新たに規制地域を公示する必要がある。

### 【用語解説】

#### 特定建設作業

くい打機やブレーカーなどを使用する作業で、騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例で規定されている。規制地域内で特定建設作業を実施する場合は、市町村への届出が必要で、作業時間の制限や基準の遵守が義務付けられる。

## 3 ISO14001

### (1) ISO14001とは

国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格。

環境マネジメントシステムとは組織が環境へ及ぼす影響を把握し、目標を設定して実施し、結果を検証して見直すことにより環境を継続的に改善していく組織運営の仕組み。

環境方針の策定と遵守、環境影響の調査と評価、環境法令遵守、環境目的・目標の設定と遂行、環境に関する教育訓練、環境に関する内外の意見の扱い、文書と環境記録の管理、緊急時対応、結果の測定と不適合への処置、内部環境監査の実施、全体の見直しなどについてさまざまな要求事項が定められている。

平成17年3月末で国内での認証取得は17,882件、地方自治体における認証取得はおおよそ504件。



## (2) 現況

高崎市では平成12年度に本庁舎を範囲として環境マネジメントシステムを構築し認証を取得した。平成15年度から環境負荷の大きい下水処理場(阿久津及び城南)浄水場(若田)、清掃管理事務所、図書館、中央公民館を範囲に加え、更新審査を受審し平成16年2月に認証された。平成17年4月より認証取得から自己宣言に移行し、環境マネジメントシステムを運用している。

これまでの高崎市の取り組みと整合性を図る観点から、各支所と環境負荷の大きい施設でも環境マネジメントシステムに取り組むことが必要である。

## (3) 取り組み内容 (高崎市例)

- ・環境に関する基本方針である環境方針を全職員に周知する。
- ・年に1回、市の事業の環境への影響の大小、環境関連の法規制等を調査する。
- ・年に1回、取り組むべき環境の目的・目標と達成のための手順・日程・責任を設定する。
- ・取り組み内容や必要な知識・技能を職員に理解・習得させる。
- ・内部及び外部の環境に関する意見を記録・集約し対応する。
- ・文書及び記録を定められた取り決めに従い適切に管理する。
- ・関連事項を業者などに伝達する。
- ・環境に関する緊急時が想定される事項については予防・対応の準備をする。
- ・環境目的・目標の達成状況、環境法規制等の遵守状況を定期的に測定・評価する。
- ・不適合が生じた場合は是正処置を行う。生じそうな場合は予防処置を行う。
- ・年に1回、環境マネジメントシステムが適切に運用されているかどうか内部で監査を行う。
- ・年に1回、環境マネジメントシステムが適切に運用されているかどうか外部の監査を受審する。
- ・年に1回、全体の状況を踏まえて市長が見直しの指示を行う。

## 【用語解説】

### 認証取得

組織の環境マネジメントシステムがISO14001の定める要求事項を満たしているか、また環境マネジメントシステムが適切に実行されているか、第三者である審査登録機関から派遣される審査員による審査を受審して、組織の環境マネジメントシステムがISO14001に適合していると認証を受けること。

### 自己宣言

外部の認証機関の審査による認証ではなく、自らの責任でISO14001規格への適合を宣言するもの。ただし、環境マネジメントシステムが適切に実行されていることを証明するために外部の有識者などによる確認が求められている。環境の継続的改善に対する職員一人ひとりの自覚が重要となる。

### 国際標準化機構 (ISO)

様々な製品・サービスの国際的な交換を容易にし、国際標準化を推進するために設立された非政府組織。本部はスイスのジュネーブ。各国の代表的な標準機関(日本では日本工業標準調査会:JISC)が参加し、様々な国際規格を検討し発行している。

## 環境基本計画

高 崎 市	榛 名 町
<p>高崎市環境基本計画を策定・運用管理し、環境行政の計画的な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本条例(平成8年策定)</li> <li>・環境基本計画(平成11年度策定、平成15年度改訂)</li> </ul>	なし

## 環境マネジメントシステム

高 崎 市	榛 名 町
<p>本庁舎で平成12年ISO14001認証取得、平成16年に若田浄水場、城南・阿久津水処理場、清掃管理事務所、図書館、中央公民館にまで認証範囲を拡大し、更新。平成17年に自己宣言に移行し、運用している。</p>	なし

## 騒音・振動・悪臭・特定建設作業

高 崎 市	榛 名 町
<p><b>騒音</b> 環境基準・騒音規制法・群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は一部地域</li> <li>・法に基づく特定工場等数 593事業場</li> <li>・条例に基づく特定工場等数 12事業場</li> </ul>	<p><b>騒音</b> 環境基準・騒音規制法・群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は全地域</li> <li>・法に基づく特定工場等数 23事業場</li> <li>・条例に基づく特定工場等数 2事業場</li> </ul>
<p><b>振動</b> 環境基準・振動規制法・群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は一部地域</li> <li>・法に基づく特定工場等数 415事業場</li> <li>・条例に基づく特定工場等数 154事業場</li> </ul>	<p><b>振動</b> 環境基準・振動規制法・群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は全地域</li> <li>・法に基づく特定工場等数 15事業場</li> <li>・条例に基づく特定工場等数 7事業場</li> </ul>
<p><b>悪臭</b> 悪臭防止法の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域：一部地域(高崎地域全域)</li> <li>・規制方法：臭気指数規制</li> <li>・調査件数：2事業場 9箇所 一般地域 8箇所</li> <li>・調査項目：臭気指数 臭気強度 物質濃度</li> </ul>	<p><b>悪臭</b> なし</p>
<p><b>特定建設作業</b> 騒音規制法、振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は一部地域</li> <li>・届出件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>(法)騒音 50件</li> <li>振動 47件</li> <li>(条例) 7件</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>特定建設作業</b> 騒音規制法、振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制地域は全地域</li> <li>・届出件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>(法)騒音 0件</li> <li>振動 0件</li> <li>(条例) 0件</li> </ul> </li> </ul>

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
富山県	砺波市	合併年月日	平成16年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画については、新市において速やかに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</li> <li>・国又は県の定める制度、事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市1町	
		人口	49,429人	
静岡県	袋井市	合併年月日	平成17年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001の認証については、合併時は新市役所の本庁のみを対象とし、合併後速やかに支所まで拡大する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市1町	
		人口	82,983人	
福島県	会津若松市	合併年月日	平成16年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画については、合併後に会津若松市の基本計画を基に、計画の見直しを行うまでの間は現計画を引き継ぎ運用する。</li> <li>・ISO認証事業は、合併時に会津若松市の制度に統一する。</li> <li>その他の環境対策事業は、必要に応じて調整し、会津若松市の制度に統一を図るものとする。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1村	
		人口	122,261人	
山口県	宇部市	合併年月日	平成16年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画については、宇部市の例により調整する。</li> <li>・ISO14001の認証については、現行のとおり新市に引き継ぎ、宇部市の例により調整する。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	178,952人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制地域等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	318,653人	



合併協定項目25-7

各種事務事業の取扱いのうち、  
清掃関係事業の取扱いについて

## 1 ごみやし尿の収集、運搬又は処分

ごみやし尿の収集、運搬又は処分は、環境保全・公衆衛生の点から必要不可欠なものであるため、その安定的・継続的な収集体制を確保する観点から、廃棄物処理法の規定により、各家庭や事業者から排出されるごみやし尿等の一般廃棄物を収集、運搬又は処分する業務は、市町村の責務として定めている。

### (1) 処理の方法

ごみやし尿の収集、運搬又は処分の方式は次のとおりである。

市町村の直営（廃棄物処理法第6条の2第1項）

市町村が自ら収集、運搬又は処分を行うもの

委託（廃棄物処理法第6条の2第2項）

市町村が民間業者に適正な委託料を支払ったうえで収集、運搬又は処分を行うもの

許可業者（廃棄物処理法第7条第1項）

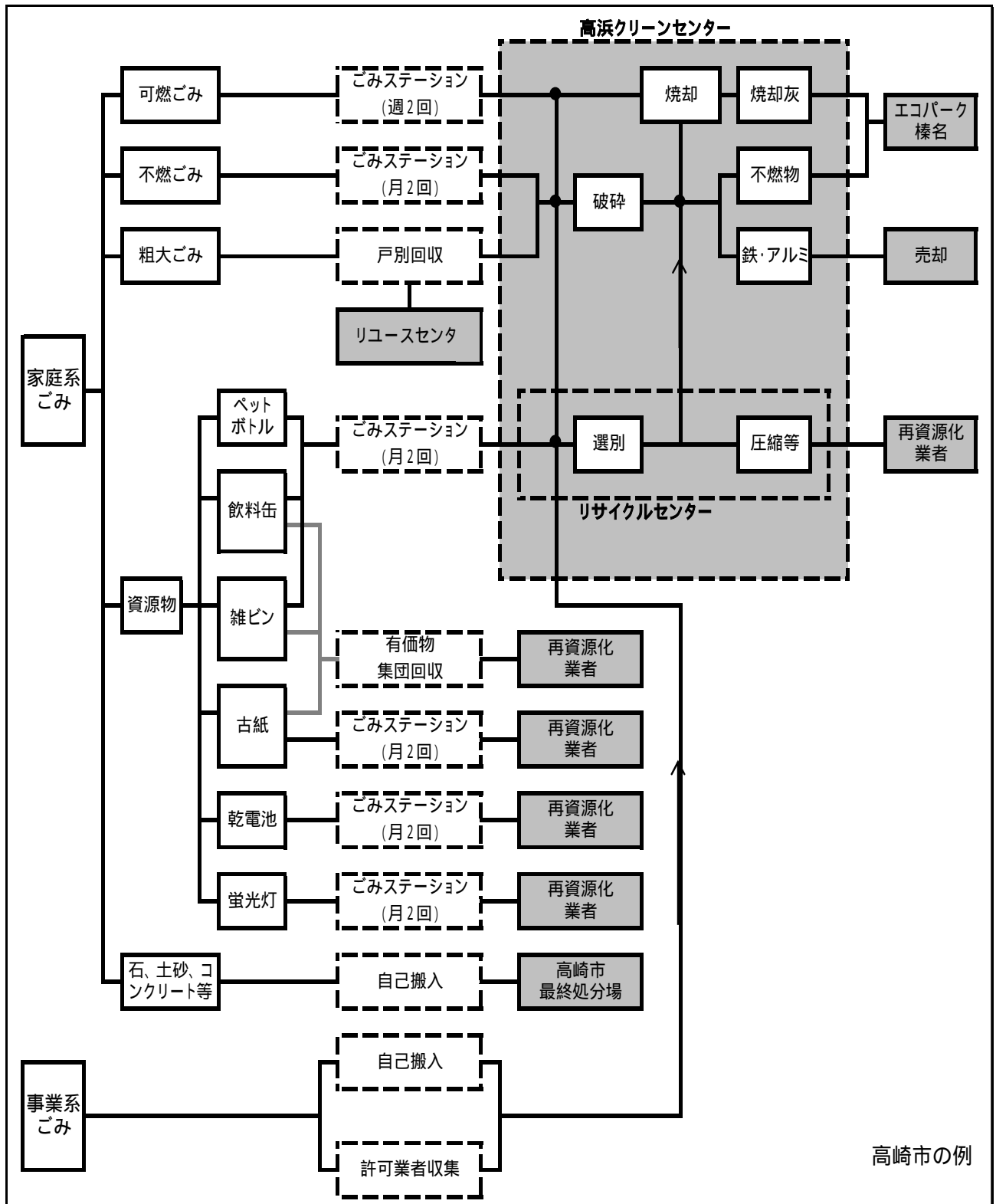
市町村長の許可を得た業者が、収集、運搬又は処分をおこなうもの

許可を行うに際しては、市町村による収集、運搬又は処分が困難なこと、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する内容であることなどの基準がある

### (2) 収集、運搬又は処分の方式

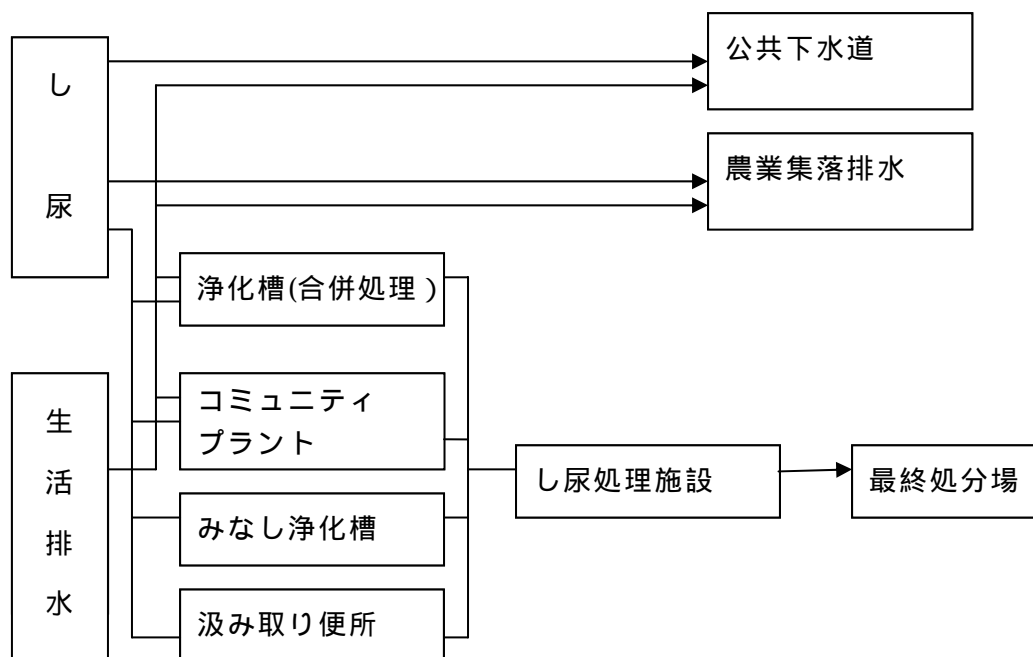
方式	実施主体	収集・運搬又は処分方式	手数料	費用
直営	市町村	条例で定める	市町村の歳入	市町村の歳出
委託	市町村	委託契約に定める条件	市町村の歳入	市町村から委託料支払い
許可	業者	許可条件として定める	業者の収入	手数料収入でまかなう

## 2 ごみ処理の流れ



### 3 し尿・汚泥処理の流れ

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を許可、委託を問わず民間業者により処理している市町村は、業者の業務の安定を図るとともに、し尿・汚泥の適正な処理を確保しなければならない。



### 4 ごみ処理の広域化の状況

ごみ処理については、1市町村では対応できない或いは広域で取り組んだ方が効果的であるといった理由により、自治法第284条の規定による一部事務組合を設置し、処理及び管理を行っている。

一部事務組合名	藤岡市・吉井町環境衛生事務組合	高崎市及び榛名町衛生施設組合
構成市町村	藤岡市、吉井町	高崎市、榛名町
設立年月日	昭和37年5月11日	昭和41年1月21日
共同処理事務	し尿処理施設の設置及び管理 岡之郷緑地公園の設置及び管理	し尿処理施設の設置及び管理 ごみ処理施設の設置及び管理 組合立の一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理

上記のほか多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（藤岡市、吉井町、上野村、神流町）において、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務（上野村、神流町を除く）を共同処理している。



5 ごみ収集及びし尿・汚泥収集の状況

(平成16年度実績)

市町村名 種別		旧高崎市	旧倉渚村	旧箕郷町	旧群馬町	旧新町	榛名町
可燃	直営	17,932,570	0	0	0	0	0
	委託	40,877,790	952,045	4,290,120	8,246,020	3,201,535	4,483,020
	持込	34,401,000	66,635	135,995	2,251,135	713,945	1,075,290
小計		93,211,360	1,018,680	4,426,115	10,497,155	3,915,480	5,558,310
不燃 粗大	直営	157,370	0	0	0	0	0
	委託	4,935,240	136,170	347,065	695,475	108,515	392,135
	持込	1,892,750	8,540	53,885	103,865	138,815	152,755
小計		6,985,360	144,710	400,950	799,340	247,330	544,890
資源	直営	93,625	0	0	0	0	0
	委託	5,898,738	166,770	157,055	32,595	423,938	144,255
	持込	122,660	1,415	5,925	6,790	48,805	18,715
小計		6,115,023	168,185	162,980	39,385	472,743	162,970
合計(kg)		106,311,743	1,331,575	4,990,045	11,335,880	4,635,553	6,266,170
し尿	委託	0	778.01	0	1,236.56	0	1,162.67
	許可	3751.65	0	384.21	0	314.83	0
	小計	3751.65	778.01	384.21	1,236.56	314.83	1,162.67
浄化槽 汚泥	委託	0	0	0	0	0	0
	許可	20,475.39	2,137.55	6,295.35	10,306.46	179.71	6,613.22
	小計	20,475.39	2,137.55	6,295.35	10,306.46	179.71	6,613.22
合計(kl)		24,227.04	2,915.56	6,679.56	11,543.02	494.54	7,775.89

## 6 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされている。

一般廃棄物処理基本計画は、下記の事項に関して定めるものである。

一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本事項

一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

このようなことから、新市において一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、その取扱いを定める必要がある。

## 7 廃棄物の分類

廃棄物の分類	種 類	処 理 責任者	発 生
産業廃棄物	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい がれき類 ばいじん 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残渣 動物性固形不要物 動物の糞尿 動物の死体 政令第13号廃棄物（コンクリート固形化物など） ～ までは限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となる	事業者	事業活動
一般廃棄物	上記に掲げる廃棄物以外の廃棄物	市町村	家庭系：日常生活 事業系：事業活動

## 8 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2から5まで 略

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3から7まで 略

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3から5まで 略

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7から11まで 略

12 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13から16まで 略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

1 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

- ( 1 ) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ( 2 ) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニからチまで及び2から5まで 略

( 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 )

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 1 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 2 受託者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 3 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- 4 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 5 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 6 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

7から9まで 略

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

( 目的 )

第1条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

( 定義 )

第2条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

ごみ収集(1)

	高崎地区	倉渕地区	箕郷地区	群馬地区
ごみ収集	収集区域 全域	収集区域 全域	収集区域 全域	収集区域 全域
	収集体制 直営 15台 委託 6社1組合 86台	収集体制 委託 1社 4台	収集体制 委託 1組合 6台	収集体制 委託 可燃・不燃・粗大 5台 1社 資源 1組合 5台
	収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ・資源物	収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ・資源物	収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ・資源物	収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ  収集委託 資源 地域リサイクル収集運搬委 託及び再商品化業務委託 群馬町再生資源組合に委託
	可燃ごみ収集運搬 市内を月・木曜地区、火・ 金曜地区の2地区に分け、 そのうちの68%を委託で、 32%を直営2トン車8台、 4トン車7台で毎週収集	可燃ごみ収集運搬 村内全域を原則として、 月・水・金の週3回収集	可燃ごみ収集運搬 町内を月・木曜地区 火・金曜地区の2地区に分 け毎週収集 4トン2台・2トン2台	可燃ごみ収集運搬 町内を月・木曜地区、火・ 金曜地区の2地区に分け、 毎週収集 4トン車5台 2トン車1 台 予備車4トン車1台
ペットボトル 月2回、各地区のステーションより資源ごみとして収集	ペットボトル 月1回、各地区のステーションより資源ごみとして収集	ペットボトル 月1回各地区の資源物収積所より収集	ペットボトル 地域リサイクルにおいて実施	

ごみ収集(1)

	新 町 地 区 収集区域 全域	様 名 町 収集区域 全域
ごみ収集	<p>○収集体制 委託 1社 5台</p>	<p>収集体制 委託 可燃・不燃 1社 4台 資源 3社 6台 粗大 1社 3台</p>
	<p>収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ・資源物</p>	<p>収集委託 可燃ごみ・不燃ごみ ・粗大ごみ・資源物</p>
	<p>可燃ごみ収集運搬 町内を月・木曜地区、火・金曜地区の2地区に分け、全てを4トン車1台、2トン車1台で、毎週収集</p>	<p>可燃ごみ収集運搬 町内を月・木曜地区、火・金曜地区の2地区に分け、全てを4トン車2台、毎週収集</p>
	<p>○ペットボトル ペットボトルステーションのものを収集(全面民間委託)</p>	<p>ペットボトル 月2回、各地区のステーションより資源ごみとして収集</p>

ごみ収集(2)

	高崎地区	倉淵地区	箕郷地区	群馬地区
収集方式等	<p>収集方式 家庭系 (可燃・不燃・資源) ステーション収集方式</p> <p>(粗大) 戸別回収</p> <p>事業系 許可業者収集・自己搬入</p>	<p>収集方式 家庭系 (可燃・不燃・粗大) ステーション収集方式</p> <p>(資源) 地区別ステーション</p> <p>事業系 許可業者収集・自己搬入</p>	<p>収集方式 家庭系 (可燃・不燃・資源) ステーション収集方式</p> <p>(粗大) 戸別回収(有料)</p> <p>事業系 許可業者収集・自己搬入</p>	<p>収集方式 家庭系 (可燃・不燃・資源) ステーション収集方式</p> <p>(粗大) 戸別回収</p> <p>事業系 許可業者収集・自己搬入</p>
	<p>収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ・資源物 月2回 粗大ごみ 月2回 予約</p>	<p>収集頻度 可燃ごみ 週3回 不燃ごみ・粗大ごみ 週に1回 資源物 月1回</p>	<p>収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 資源物 月1回 粗大ごみ 予約(月1回) 乾電池 年4回</p>	<p>収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 資源物 月1回 粗大ごみ 予約(月1回) 乾電池 年4回</p>
	<p>ごみステーション 可燃ごみ 4,660ヶ所 不燃ごみ 1,670ヶ所 資源物 1,283ヶ所</p>	<p>ごみステーション 可燃ごみ 140ヶ所 不燃ごみ 72ヶ所 資源物 58ヶ所</p>	<p>ごみステーション 可燃ごみ 661ヶ所 不燃ごみ 134ヶ所 資源物 41ヶ所 乾電池 32ヶ所</p>	<p>ごみステーション 可燃ごみ 661ヶ所 不燃ごみ 134ヶ所 資源物 41ヶ所 乾電池 32ヶ所</p>
粗大ごみ	<p>粗大ごみ収集 委託 戸別回収 1個500円 (粗大ごみ処理券)</p>	<p>粗大ごみ収集 委託 ステーション収集 8週に1回(無料)</p>	<p>粗大ごみ収集 委託 戸別回収 1個1,000円から</p>	<p>粗大ごみ収集 委託 戸別回収 1個500円 (粗大ごみ収集券)</p> <p>粗大ごみ券販売は群馬町たばこ組合に委託 委託手数料は1冊5,000円 に対し400円</p>

ごみ収集(2)

	新 町 地 区	様 名 町
収集方式等	<p>○収集方式 家庭系 (可燃・不燃・資源) ステーション収集方式 (粗大) 自己搬入 事業系 許可業者収集・自己搬入</p>	<p>収集方式 家庭系 (可燃・不燃・粗大) ステーション収集方式 (資源) 地区別ステーション 事業系 ステーション収集方式 条例により手数料徴収 許可業者収集・自己搬入</p>
	<p>○収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ・資源物 月2回 粗大ごみ 自己搬入</p>	<p>収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 粗大ごみ 年6回 資源物 月2回 乾電池 (日曜日) 年1回</p>
	<p>○ごみステーション 可燃ごみ 485ヶ所 不燃ごみ 55ヶ所 資源物 55ヶ所</p>	<p>ごみステーション 可燃ごみ 352ヶ所 不燃ごみ 72ヶ所 資源物 74ヶ所 粗大ごみ 63ヶ所 乾電池 63ヶ所</p>
粗大ごみ	<p>○粗大ごみ収集 持ち込みのみ対応</p>	<p>粗大ごみ収集 委託 地域ステーション収集 年6回(無料)</p>



ごみ収集(3)

	高崎地区	倉淵地区	箕郷地区	群馬地区
持込ごみ	持込ごみ 不要になった粗大ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみ等の高浜への直接搬入 100kg まで無料、超えると最初の1kgから kg15 円 + 消費税	持込ごみ 不要になった粗大ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみ等は高浜に直接搬入 100kg まで無料、超えると最初の1kgから kg15 円 + 消費税	持込ごみ 不要になった粗大ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみ等は高浜に直接搬入 100kg まで無料、超えると最初の1kgから kg15 円 + 消費税	持込ごみ 不要になった粗大ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみ等は高浜に直接搬入 100kg まで無料、超えると最初の1kgから kg15 円 + 消費税
一般廃棄物最終処分場事業	一般廃棄物最終処分場事業 一般家庭が排出する石・ブロック・タイル等、市民の災害ごみを受け入れている ごみ処理手数料 1kg につき 12 円 + 消費税	一般廃棄物最終処分場事業 なし	一般廃棄物最終処分場事業 なし	一般廃棄物最終処分場事業 なし
犬・猫等の死体収集運搬事業	飼主不明の犬猫等の死体収集 (直営・休日は委託) 直営 970 件 委託 103 件  飼主の自宅まで引き取りに行く場合は有料 料金 1 頭につき 1,780 円	飼主不明の犬猫等の死体収集 自宅までの引き取りは、行なっていない	飼主不明の犬猫等の死体収集 自宅までの引き取りは、行なっていない	飼主不明の犬猫等の死体収集 (平日のみ) 委託 62 件 * ごみ収集委託費を含む  飼主の自宅まで引き取りに行く場合は有料 料金 1 匹 1,000 円 ごみ収集委託費を含む

ごみ収集(3)

	新 町 地 区	榛 名 町	
持込ごみ	<p>持込ごみ 新町清掃センターに自己搬入 100kg まで無料 100kg 超えた分 可燃ごみ 1kg 3 円 不燃ごみ 1 kg 30 円</p>	<p>持込ごみ 不要になった粗大ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみ等は高浜に直接搬入 100kg まで無料、超えると最初の 1 kg から kg15 円 + 消費税</p>	
一般廃棄物最終処分場事業	<p>一般廃棄物最終処分場事業 なし</p>	<p>一般廃棄物最終処分場事業 なし</p>	
犬・猫等の死体収集運搬事業	<p>飼主不明の犬猫等の死体収集 自宅までの引き取りは、行なっていない</p>	<p>飼主不明の犬猫等の死体収集 自宅までの引き取りは、行なっていない</p>	

ごみ分別

	高 崎 地 区	倉 沢 地 区	箕 郷 地 区	群 馬 地 区
ごみ分別	<p>5種14分別            可燃ごみ            不燃ごみ            資源物            古紙類(4種)            飲料缶            ビン類(3種)            ペットボトル            乾電池等(蛍光灯含む)            粗大ごみ</p>	<p>4種13分別            可燃ごみ            不燃ごみ            資源物            古紙類(4種)            缶類            ビン類(3種)            ペットボトル            乾電池            粗大ごみ</p>	<p>4種13分別            可燃ごみ            不燃ごみ            資源物            古紙類(4種)            缶類            ビン類(3種)            ペットボトル            乾電池            粗大ごみ</p>	<p>4種17分別            可燃ごみ            不燃ごみ            資源物            古紙類(4種)            缶類            リチウム電池類(2種)            アルカリ電池類(3種)            ペットボトル            布類            乾電池            粗大ごみ</p>
	<p>新 町 地 区</p>	<p>榛 名 町</p>		
<p>○4種12分別            可燃ごみ            不燃            廃プラスチック類            金属類            危険物            資源物            古紙類(4種)            白色トレイ            カン・ビン類            ペットボトル            粗大ごみ</p>	<p>4種13分別            可燃ごみ            不燃ごみ            資源物            古紙類(4種)            飲料缶(2種)            ビン類(3種)            ペットボトル            乾電池            粗大ごみ</p>			

ごみ袋の指定

	高 崎 市	榛 名 町
ごみ袋の指定	<p>指定ごみ袋 (規格指定) 可燃ごみ・不燃ごみ排出時に使用 色 無地で透明または白色系半透明 大きさ 45 L・30 L・20 L 材質 塩化系 非塩化系</p>	<p>指定ごみ袋 (規格指定・販売店指定) 可燃ごみ排出時に使用 色 白色透明 大きさ 45L (500 円 / 30 枚) 30L (400 円 / 30 枚) 不燃ごみは透明袋で無指定 (販売は条例での定めはなく榛名町商業協同組合と協 定書を取り交わし協議の上決定している)</p>

臨時ごみ及び家電4品目などの収集

引越しごみ収集運搬事業	高崎地区 臨時ごみ収集 (直営・戸別) 0.5t車(3,150円) 1.0t車(6,300円) 2.0t車(11,300円)	倉沢地区 臨時ごみ収集 なし	箕郷地区 臨時ごみ収集 なし	群馬地区 臨時ごみ収集 なし
	新町地区 臨時ごみ収集 なし	榛名地区 臨時ごみ収集 なし		
家電4品目収集運搬事業	高崎地区 ○特定家庭用機器回収事業 家庭から排出される家電4品目を電話で予約を受け直営により有料で収集する。 1個3,000円	倉沢地区 ○特定家庭用機器回収事業 なし 購入店等に対応	箕郷地区 ○家電リサイクル券取扱者の紹介 回収は箕郷町環境衛生協会 で実施 1台 2,500円	群馬地区 家電リサイクル券取扱者の紹介 回収は群馬町再生資源組合 で実施 (家電リサイクル券取扱者)
	新町地区 家電4品目収集運搬事業 なし	榛名町 家電4品目収集運搬事業 なし		

し尿収集

	高崎地区	倉渕地区	箕郷地区	群馬地区																																		
し尿収集	<p>収集体制 委託業者 4社 し尿 4社 浄化槽汚泥 4社</p> <table border="1"> <tr> <th>手数料</th> <th>作業対策</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>定額日数制によるもの(一般家庭)</td> <td></td> <td>1人1日12円</td> </tr> <tr> <td>従量制によるもの(事業所等)</td> <td></td> <td>36<sup>リットル</sup>につき360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別加算</td> <td>無臭トイレ</td> <td>1回につき400円</td> </tr> <tr> <td>月2回以上の場合</td> <td>2回目より1回につき200円</td> </tr> <tr> <td>臨時の場合</td> <td>1回につき200円</td> </tr> </table>	手数料	作業対策	料金	定額日数制によるもの(一般家庭)		1人1日12円	従量制によるもの(事業所等)		36 <sup>リットル</sup> につき360円	特別加算	無臭トイレ	1回につき400円	月2回以上の場合	2回目より1回につき200円	臨時の場合	1回につき200円	<p>収集体制 委託業者 1社 し尿 1社 浄化槽汚泥 2社</p> <table border="1"> <tr> <th>手数料</th> <th>作業対策</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>従量制によるもの(一般家庭・事業所等)</td> <td></td> <td>36<sup>リットル</sup>につき250円</td> </tr> <tr> <td>10枚を1冊とするチケットによる</td> <td></td> <td>36<sup>リットル</sup>につき1枚</td> </tr> <tr> <td>36<sup>リットル</sup>未満は36<sup>リットル</sup>とみなしてチケットを徴収</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手数料	作業対策	料金	従量制によるもの(一般家庭・事業所等)		36 <sup>リットル</sup> につき250円	10枚を1冊とするチケットによる		36 <sup>リットル</sup> につき1枚	36 <sup>リットル</sup> 未満は36 <sup>リットル</sup> とみなしてチケットを徴収			<p>収集体制 委託業者 2社 し尿 2社 浄化槽汚泥 2社</p> <table border="1"> <tr> <th>手数料</th> <th>作業対策</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>従量制</td> <td></td> <td>36<sup>リットル</sup>につき300円</td> </tr> </table>	手数料	作業対策	料金	従量制		36 <sup>リットル</sup> につき300円	<p>収集体制 委託業者 1社 し尿 1社 浄化槽汚泥 1社</p> <p>手数料 ・し尿はくみ取り券(1冊3,000円)で支払う。 36<sup>リットル</sup>につき300円 ・くみ取り券販売委託 群馬町たばこ組合 1冊(3,000円)につき240円</p>
手数料	作業対策	料金																																				
定額日数制によるもの(一般家庭)		1人1日12円																																				
従量制によるもの(事業所等)		36 <sup>リットル</sup> につき360円																																				
特別加算	無臭トイレ	1回につき400円																																				
	月2回以上の場合	2回目より1回につき200円																																				
	臨時の場合	1回につき200円																																				
手数料	作業対策	料金																																				
従量制によるもの(一般家庭・事業所等)		36 <sup>リットル</sup> につき250円																																				
10枚を1冊とするチケットによる		36 <sup>リットル</sup> につき1枚																																				
36 <sup>リットル</sup> 未満は36 <sup>リットル</sup> とみなしてチケットを徴収																																						
手数料	作業対策	料金																																				
従量制		36 <sup>リットル</sup> につき300円																																				
	許可業者に対する補助金 し尿処理人員1人につき1日4円を市で補助	許可業者に対する補助金 なし	許可業者に対する補助金 なし	許可業者に対する補助金 なし																																		

し尿収集

	新 町 地 区	様 名 町
し尿収集	<p>○収集体制 許可業者 1社 し尿 1社 浄化槽汚泥 1社</p> <p>手数料 ・36円につき 260円 36円に満たないものは、36円とする</p>	<p>○収集体制 委託業者 3社 し尿 3社 許可業者 3社 浄化槽汚泥 3社</p>
	<p>手数料 ・36円につき 260円 36円に満たないものは、36円とする</p>	<p>手数料 ・し尿はくみ取り券（1冊 3,000円）で支払う。 36円につき 300円 ・くみ取り券販売委託 様名町商業協同組合 1冊（3,000円）につき 300円（組合 60円、販売店 240円）</p>
	許可業者に対する補助金 なし	許可業者に対する補助金 なし

有価物集団回収

	高 崎 市	様 名 町
有価物集団回収	有価物集団回収 (8,498t) 実施団体奨励金 8円/kg (平成17年度より) 回収業者奨励金 3円/kg	○有価物集団回収 (652t) 実施団体奨励金 8円/kg 回収業者奨励金 なし

一般廃棄物処理業の許可等

	高 崎 市	様 名 町
処理業許可	許可証申請手数料 (1件につき) (新規) 10,000円 (再交付) 5,000円  従事者証申請手数料(1人につき) (新規) 1,000円 (再交付) 1,000円  車両認定証申請手数料(1台につき) (新規) 1,000円 (再交付) 1,000円	許可証申請手数料 (1件につき) (新規) 5,000円 (更新) 3,000円 (再交付) 3,000円 (事業範囲変更許可) 3,000円 従事者証申請手数料 (1人につき) (新規) 500円 (再交付) 500円



先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
愛媛県	西予市	合併年月日	平成 16 年 4 月 1 日	<p>ごみの分別及び収集日については、当分の間現行のとおりとし、合併後随時調整する。なお、不燃物・資源ごみについては、合併後速やかに収集方法について調整する。</p> <p>処理場へ直接搬入できる品目及び手数料については、合併時に調整する。</p> <p>粗大ごみの収集方法及び手数料については、合併時に調整する。</p> <p>町指定ごみ袋については、新市に移行後も各町指定袋の在庫のある間は5町の指定袋を使用し、以後、統一した指定ごみ収集袋については、合併時に調整する。</p>
		合併方式	新 設	
		市町村数	5 町	
		人 口	44,949 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日	<p>ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。</p> <p>ごみ処理手数料については、合併時まで制度を統一する。ただし、犬、猫等の動物の死体処理手数料については、前橋市の制度に統一する。</p> <p>し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。</p> <p>ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。</p>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	318,653 人	

